

居宅訪問型保育 基礎研修

シラバス・指導書

目 次

① 居宅訪問型保育の概要	1
② 乳幼児の生活と遊び	7
③ 乳幼児の発達と心理	13
④ 乳幼児の食事と栄養	19
⑤ 小児保健Ⅰ	25
⑥ 小児保健Ⅱ	31
⑦ 心肺蘇生法	37
⑧ 居宅訪問型保育の保育内容	39
⑨ 居宅訪問型保育における環境整備	45
⑩ 居宅訪問型保育の運営	51
⑪ 安全の確保とリスクマネジメント	57
⑫ 居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項	63
⑬ 居宅訪問型保育における保護者への対応	69
⑭ 子ども虐待	75
⑮ 特別に配慮を要する子どもへの対応（0～2歳児）	81
⑯ 実践演習Ⅰ	87
⑰ 実施自治体の制度について（任意）	93

<科目>	① 居宅訪問型保育の概要	講義 60 分
<目的>		
①児童家庭福祉における訪問型保育の発展経緯、位置づけについて理解する。		
②居宅訪問型保育の特徴について理解し、保育所保育との共通点、相違点について理解する。		
③居宅訪問型保育事業の運営基準について理解する。		
④地域子ども・子育て支援事業における居宅訪問型保育の意義や特徴について理解する。		
<内容>		
I. 児童家庭福祉における居宅訪問型保育の社会的背景、経緯、歴史		
1. 訪問型保育の歴史		
2. ベビーシッター事業の誕生・発展		
3. 訪問型保育への公的助成		
II. 訪問型保育の実態		
居宅訪問型保育事業については、まだ実施実績が少ないため、従来からの訪問型保育の実態よりその特徴と利用実態について理解する。		
1. 利用実態から見る特徴		
利用する子どもの年齢、所属、利用開始年齢		
利用の理由		
利用頻度、利用時間数、 他		
2. 訪問型保育の展開		
私的契約に基づく保育と公的保育の違い		
III. 子ども・子育て支援新制度の概要		
1. 子ども・子育て支援新制度の仕組み		
子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像		
2. 施設型保育・地域型保育の利用の仕組み		
3. 地域型保育事業の概要		
家庭的保育者とは		

IV. 居宅訪問型保育事業

1. 居宅訪問型保育の定義
2. 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に規定される居宅訪問型保育事業
 - (1) 居宅訪問型保育事業者が提供する保育(第 37 条)
 - (2) 保育の場所、定員 (第 38 条、第 39 条)
 - (3) 居宅訪問型保育連携施設(第 40 条)
 - (4) 保育内容、保育時間、保護者との連絡(第 41 条)
 - (5) 保育所保育との共通点・相違点から見る居宅訪問型保育の特徴

IV. 地域子ども・子育て支援事業における居宅訪問型保育の展開

1. 一時預かり事業 訪問型
2. 病児保育事業 非施設型
3. 延長保育事業 訪問型
4. 訪問型保育事業者の届け出制の導入

V. 居宅訪問型保育の有効性と課題

1. 居宅訪問型保育の有効性
2. 居宅訪問型保育の課題

居宅訪問型保育の概要 指導書

<目的>

- ①児童家庭福祉における訪問型保育の発展経緯、位置づけについて理解する。
- ②訪問型保育の特徴や利用実態について理解し、保育所保育との共通点、相違点について理解する。
- ③居宅訪問型保育事業の運営基準について理解する。
- ④地域子ども・子育て支援事業における居宅訪問型保育の意義や特徴について理解する。

<ねらいやポイント>

居宅訪問型保育基礎研修は、地域型保育事業における居宅訪問型保育や地域子ども・子育て支援事業における訪問型保育に従事する居宅訪問型保育者となるために義務づけられた研修である。この研修を受講するにあたり、まずは居宅訪問型保育の概要を学び、その全体像を理解した上で、各科目を学べるようにする。

<内容>

I. 児童家庭福祉における居宅訪問型保育の社会的背景、経緯、歴史

1. 訪問型保育の歴史

児童福祉法制定され、児童福祉施設の一環として保育所が設置されるまで、家庭を訪問して行われる個別保育が長い歴史の中で、最も自然で中心的なものであった。その後、全国に数多くの保育所が設置されたが、かつての保育所は限られた開所時間等、決して利用しやすい制度ではなかった。そのため、保育所制度を補完する仕組みが必要とされた。

2. ベビーシッター事業の誕生・発展

既存の保育制度では対応できないニーズに対応するために都市部を中心にベビーシッター事業が誕生した。1960年代は家政婦紹介所が、家事業務の一環として育児を担うベビーシッターを紹介していたが、保育者としてのベビーシッターを紹介する専門の事業者ができたのは1970年代に入ってからのものであり、1980年代後半から徐々に増加した。

ベビーシッター事業は保育所を補完する仕組みとして、二重保育や送迎保育を担い、また、保育所では対応できなかった非定型勤務への対応や仕事以外の保育ニーズに対応するものとして全国に広がった。

3. 訪問型保育への公的助成

民間事業者により創設され、実施されてきたベビーシッター事業であるが、質の良いベビーシッターを養成することを目的として、ベビーシッター研修事業(初任者研修、現任研修、経営者研修)やベビーシッター育児支援事業(現在はベビーシッター派遣事業)等の割引券制度など、さまざまな公的助成が行われてきたことはあまり知られていない。

また、自治体が独自に行う訪問型の事業にベビーシッター事業者が連携している。

Ⅱ. 訪問型保育の実態

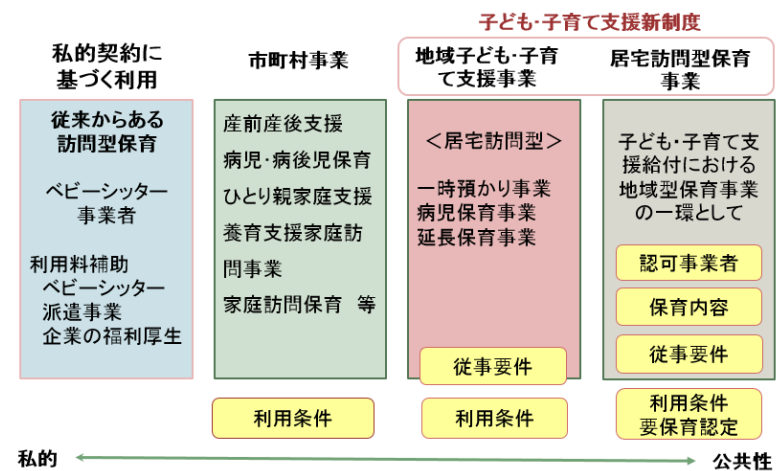
居宅訪問型保育事業はまだ実施実績が多くないため、従来からの訪問型保育の実態よりその特徴と利用実態を見ていく。

1. 利用実態から見る特徴

参考：公益社団法人全国保育サービス協会 平成 26 年度実態調査「ベビーシッター NOW2015」 (<http://www.acsa.jp/htm/company/company03.htm>)

2. 訪問型保育の展開 ―私的契約に基づく保育と公的保育の違い

図の左から従来から行われてきた私的契約に基づく利用については、利用者の利用条件や保育者の従事要件というものは求められない。地方自治体による独自事業の場合は、利用条件（対象年齢、利用回数等）が設定されることがある。地域子ども・子育て支援事業については、利用条件に加えて、この保育に従事する保育者の従事要件が定められる。そして、居宅訪問型保育事業は公共性が最も高くなる。利用者は保育を必要とする認定を受けることが必要となり、保育者の従事要件に加えて、保育内容は保育所保育指針に準ずることが求められる。さらには、この事業を行う事業者は市町村の認可事業者でなければならない。公共性が高くなるほど、さまざまな規定の下に行われることを理解する。



Ⅲ. 子ども・子育て支援新制度の概要

1. 子ども・子育て支援新制度の仕組み

「子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像」（内閣府資料）等を用いて、説明。

2. 施設型保育・地域型保育の利用の仕組み

保育の必要性の認定や必要量等の利用の仕組みを説明する。

3. 地域型保育事業の概要

内閣府資料などから、地域型保育事業の概要を示し、地域型保育の職員配置、定員、必要面積等を理解した上で、居宅訪問型保育は家庭的保育者が行うことや、その要件を把握する。

IV. 居宅訪問型保育事業

1. 居宅訪問型保育の定義

児童福祉法第六条の三⑪の居宅訪問型保育の定義を理解する。

2. 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に規定される居宅訪問型保育事業

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令第 61 号）は地域保育事業の事業者が満たさなければならない基準を定めたものである。基準の構成として、第 1 章に、地域型保育事業に共通の総則（第 1 条―第 21 条）が定められ、第 4 章に居宅訪問型保育事業について規定されている。以下の内容について確認していく。

（1）居宅訪問型保育事業者が提供する保育（第 37 条）

居宅訪問型保育事業者が居宅訪問型保育を提供するのは以下のような場合である。

- ① 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合
- ② 教育・保育施設又は地域型保育事業者が利用定員の減少の届出又は確認の辞退をする場合に、保育の継続的な利用の受け皿として保育を行う場合
- ③ 児童福祉法に基づく措置に対応するために保育を行う場合
- ④ ひとり親家庭で夜間の勤務がある場合等など、居宅訪問型保育の必要性が高い場合
- ⑤ 離島、へき地などであって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認める場合

（2）保育の場所、定員（第 38 条、第 39 条）

居宅訪問型保育を行う場所は、事業所と書かれているがこれは子どもの居宅である。居宅訪問保育事業において、家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は 1 人であり、1 対 1 の保育が行われる。

（3）居宅訪問型保育連携施設（第 40 条）

基準第 37 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合は、その子どもの障害、疾病等の状況に応じて、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、予め連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。

（4）保育内容、保育時間、保護者との連絡（第 41 条）

保育内容は保育所保育指針に準じ、居宅訪問型保育の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況に応じた保育を提供する。保育時間は 1 日 8 時間を原則とし、常に保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。

（5）保育所保育との共通点・相違点から見る居宅訪問型保育の特徴

対象年齢、保育時間、保育内容などについては、保育所保育等と共通である。対象は保育の必要性の認定を受けた子どもであるが、居宅訪問型保育の対象は、やや限定的になっている。保育者としては、障害や疾病についてより専門的な知識や技術が必要になり、夜間の保育ではさまざまな配慮事項も必要となる。

また、保育所等では複数の保育者が一緒に保育をしているが、居宅訪問型保育は他の保

育者がいないところで、1対1の保育を行う。しかし、居宅訪問型保育は、事業者に管理者やコーディネーター、同じ子どもを担当する複数の保育者がおり、チーム体制を組んで行われることにも理解を促す。また、保育の場所が子どもの居宅というところも大きな特徴である。公的な保育でありながらも、私的空間で行われる保育であるため、事業者や保育者だけの判断で行えるものではなく、保護者との協力・連携が密に求められる。

IV. 地域子ども・子育て支援事業における居宅訪問型保育の展開

地域子ども・子育て支援事業のうち、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業には訪問型が含まれている。各事業について説明する。

1. 一時預かり事業 訪問型
2. 病児保育事業 非施設型（訪問型）
3. 延長保育事業 訪問型
4. 訪問型保育事業者の届け出制の導入

V. 居宅訪問型保育の有効性と課題

1. 居宅訪問型保育の有効性

居宅訪問型保育の有効性として、「個別的保育」、「家庭的環境で子どもが過ごす」、「子どもの生活リズムの尊重」があげられる。

2. 居宅訪問型保育の課題

子どもの居宅において、1対1で行われる保育は有効性もあるが、他の保育者や家族がいないところで行われる保育として、その密室性や保育の不透明性を懸念する声もある。また、障害や慢性疾患の子どもを対象にする上で、安全面や障害や疾病に対する専門性について心配する声もある。

こういった声に対して、居宅訪問型保育事業は事業者内に管理者を筆頭にコーディネーターや複数の担当保育者からなるチーム体制を組み、その中で保育の計画や安全対策などを検討し、現場に赴く保育者の独断で行う保育ではないことを周知していく。また、実際に見ることができない保育内容や安全対策等を可視化することも重要なことである。

<指導上の留意点>

実践事例が少ないため、従来の訪問型保育の実績や「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令第61号）などを活用しながら講義を行う。特に、集団保育との共通点、相違点を知ること必要であるが、公的な保育と私的契約に基づく保育の違いを理解することも重要である。

<到達目標>

- 居宅訪問型保育の概要を把握することができましたか。
- 居宅訪問型保育の有効性と課題を理解できましたか。

<科目>	② 乳幼児の生活と遊び	講義 60 分
<目的> ①発達・成長過程に応じた子どもの生活への1対1の関わり方や援助方法について理解する。 ②1対1で行う子どもの遊びについて理解する。 ③生活の中で様々な人との関わりあいが、子どもの発達を促すことについて理解する。 ④子どもの一日の生活の流れの中で、居宅訪問型保育者の役割について理解する。		
<内容>		
Ⅰ. 子どもの発達と生活 子どもが安心して過ごせるよう、子どもの家庭生活との連続性や発達段階に応じた保育に対する配慮について理解する。 1. 生活や発達の連続性に考慮した保育 (1)子どもの発達とは <乳児期の子どもの発達と学びのねらい> (2)子どもの生活とは (3)生きる力である「社会に適応する」ことを考えた保育を考える。 (4)乳幼児の家庭と文化を尊重する (5)かけがえのない存在 Ⅱ. 子どもの遊びと環境 子どもは遊びを通して発達することを学び、遊びとその環境の重要性について理解する。 (1)子どもの遊びとは (2)子どもの発達とは Ⅲ. 人との関係と保育のねらい・内容 それぞれの発達段階において、子どもが経験しておきたいことを学び、発達段階に応じて行われる具体的な保育内容を理解する。		

IV. 子どもの一日の生活の流れと役割

それぞれの発達段階に応じた一日の過ごし方と子どもの発達段階に応じて見られる子どもの具体的な姿、保育者の役割を理解する。

- (1) 発達段階に応じた一日の流れと子どもの姿
- (2) 発達段階に応じた保育のねらいと保育内容
- (3) 無意識から意識化した保育へ

乳幼児の生活と遊び 指導書

<目的>

- ①発達・成長過程に応じた子どもの生活への1対1の関わり方や援助方法について理解する。
- ②1対1で行う子どもの遊びについて理解する。
- ③生活の中で様々な人との関わりあいが、子どもの発達を促すことについて理解する。
- ④子どもの一日の生活の流れの中で、居宅訪問型保育者の役割について理解する。

<ねらいやポイント>

実践する保育の内容に対する具体的なイメージを持ち、対象となる乳幼児の生活と遊びの重要性を理解するため、子どもの発達段階に応じた生活への援助方法、子どもが楽しく過ごせるような関わり方と環境の構成、一日の流れ、生活や遊びの中での保育者の役割を学ぶものとする。

I. 子どもの発達と生活

子どもが安心して過ごせるよう、生活の場の移行に伴う子どもの家庭生活との連続性や発達段階に応じた保育に対する配慮について理解する。

居宅訪問型保育は、家庭養育に最も近い保育が目指せる利点がある。ただし、あくまでも子ども一人ひとりの個別性に着目した大人の働きかけが大切である。乳児は特に、「大人からしてもらう活動」の心地よさから、人を求める応答性や働きかけに対する笑うなど随意運動が生まれてくる。這う・立つといった活動も大人の心地よい働きかけを土台として、周囲の環境に働きかける自己の活動を生み出す。乳児期は、大人の働きかけが重要な役割を果たす。子どもの自己活動が発展するような働きかけであり、それは単に大人が働きかければよいということではない。あくまでも子どもが心地よいと感じることが大切である。

1. 生活や発達の連続性に考慮した保育

(1) 子どもの発達とは

発達過程は人間が人間らしくなっていく過程、すなわち、社会に適応していくための生きる力を獲得していく過程である。乳幼児にとって発達とは、部分ではなく、身体性や精神性の育ちも全て全体が連動し、昨日・今日・明日と連続して育っていく過程そのものである。次に示すことはあくまでも目安であり、「1歳になったから・・・」というようなことではない。特に、乳児期の36ヶ月の発達過程における、身体性、精神性の育ち、成長・発達、情動交流等には、大人との関係性が重要であり、大人との関係性が軸となって、あらゆる生活活動から多様な影響を及ぼすことを理解する。

<乳児期の子どもの発達と学びのねらい>

次に示す①～④は子どもの生活活動や遊び活動で体験する内容である。「養護と教育の一体性」と保育所保育指針では言われているが、あらゆる活動における内的活動、内的操作として子どもの育ちはある。次の言葉はどれも難しく見えるが、ひとつの活動には多様な体験が含まれていることに気づいてほしい。もちろん月齢や年齢、体験過程によっても子どもの育ちや活動内容は変化する。大切なことは、ただ触っているのではなく、いたずらで片付けられることではない。重要な意味を感じ取って保育をすることが大切である。

- ①有能なコミュニケーターとなること
- ②情緒的にも社会的にも強く、有能となること
- ③有能な学び手、問題解決者となること
- ④成長し、健康であること

(2) 子どもの生活とは

乳幼児にとって生活とは何か。養護や基本的生活習慣とは何か。

- ①養護（生命の保持・情緒の安定）とは何か？
- ②基本的生活習慣（食事・睡眠・食事・睡眠・排泄・清潔・衣服の着脱）とは何か？
- ③子どもにとって生活とは何か？

生活とは、基本的生活習慣（しつけ）といわれる「食事・睡眠・食事・睡眠・排泄・清潔・衣服の着脱」といったことだけを示すのではない。もちろん子どもにとっては大切なことであるが、人間はこれ以外の時間全てを生きている。生活の質とは、これ以外の生活活動をどのように過ごすかである。居宅訪問型保育は、1対1の大人と子どもの関係であるだけに、大人の役割がパターン化しないことが重要である。また、養護は「生命の保持・情緒の安定」と保育所保育指針には書かれている。確かに大切な視点であるが誤解しないでほしい。「生命の保持」だけや「情緒の安定」だけ抽出することではない。むしろあらゆる保育実践の根幹であり、あらゆる生活活動に含まれていることを忘れないでほしい。

(3) 生きる力である「社会に適応する」ことを考えた保育を考える。

家庭との緊密な連携とはなにか？

家庭の何を支援するのか？

乳幼児の昨日までの生活を考える。

乳幼児の育ちにとって大切なことは何かを考える。

(4) 乳幼児の家庭と文化を尊重する

各家庭の文化的な差異に応答する保育をすること。

異文化、多文化、国際性に配慮した保育をすること。

(5) かけがえのない存在

子どもは、生まれながらにして育つ力、生きようとする力を秘めている。

この世にたった一人のかけがえのない存在として、子どもが周りの大人から愛され、認められ、幸せに生きる乳幼児期の居宅訪問型保育の実践とは何か。

<1分演習>

- ・保育時間は何時間でしょうか？保護者と子どもが過ごす時間は何時間でしょうか？
- ・子どもはいつ誰に言葉をかけてもらいますか？
- ・保護者は帰ってから何をするでしょうか。

Ⅱ. 子どもの遊びと環境

子どもは遊びを通して発達することを学び、遊びとその環境の重要性について理解する。

(1) 子どもの遊びとは

<1分演習>

- ・乳幼児にとって、遊びの楽しさはどのような行為から見られるでしょうか？
- ・保育者の役割は？
- ・遊ばない子どもって？
- ・情動の交流は人間にとって？

(2) 子どもの発達とは

子どもの育ちとその存在を大切にする。

乳幼児は断片的に見るのではなく、「全人的な子ども」を見ましょう。

- ①身体 の健康と成長 ②認知的発達 ③知覚の発達 ④微細・粗大筋肉の発達
- ⑤社会性の発達 ⑥情緒の発達 ⑦精神の発達 ・

Ⅲ. 人との関係と保育のねらい・内容

それぞれの発達段階において、子どもが経験しておきたいことを学び、発達段階に応じて行われる具体的な保育内容を理解する。

<1分演習>

- ・乳児にとって、抱っこではどのような行為が見られるでしょうか？
- ・保育者の役割は？
- ・抱っこが嫌いな子どもって？
- ・情動の交流は人間にとって？

Ⅳ. 子どもの一日の生活の流れと役割

それぞれの発達段階に応じた一日の過ごし方と子どもの発達段階に応じて見られる子どもの具体的な姿、保育者の役割を理解する。

(1) 発達段階に応じた一日の流れと子どもの姿

居宅訪問型保育は、居宅であり1対1であることから、一日の生活の流れが家庭養育に近いものとなるように配慮する。保護者の状況を把握し、子どもの心身の発達やその日の状態に配慮する。子どもの思いや一日の全体像について、保護者との緊密な連携を保ちながら、一日の食事の時間や量、内容などについて情報交換を行う。

（２）発達段階に応じた保育のねらいと保育内容

子どもの発達には一定の順序性ととともに一定の方向性がある。身体的機能や生理機能、運動面や情緒面の発達、知的発達や社会性の発達などが相互に関連しながら総合的に発達していくといった特徴がある。このことを理解しながら、居宅訪問型保育者は、子どもに寄り添いながら必要な環境や働きかけを行う。生活活動や遊び活動における「ねらい」や「内容」はこの発達から見える子どもの実態に合わせることが大切である。さらには子どもが「楽しんでいるのか」が重要である。

（３）無意識から意識化した保育へ

以上のことから、居宅訪問型保育は一見のんびりすごすように見えるが、居宅訪問型保育者の役割は繊細でなければならないのである。単にあずかるのでも、単なる「お世話をする」ための存在でもない。

そのためには、「子どもの視線は？」が大切である。すなわち、子どもの視線から物を見ると例えば、大きくて怖がっているのがわかる。「ばあ」というあやし遊びも笑うとはかぎらないのである。子どもの実態をまずは知るための「観察する力」が必要である。

それは時間をかけてではなく、臨床体験を積み重ねながら「1分を考えるって？」という様に1分での洞察力や傾聴力が大切である。指導計画や記録は簡単でも 次の3つの視点から必要である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 保育の焦点化（ねらい・内容）・ 子ども理解（内的活動・外的活動）・ 子どもの発達過程（変化に気づく） |
|--|

<1分演習>

- ・ 乳児の言葉の発達は、保育者のどのような役割が大切でしょうか。
- ・ 乳児の身体の発達は、全体でしょうか。部分でしょうか。生活や遊びの役割は？
- ・ ハイハイでは、何が育つでしょうか。

<指導上の留意点>

写真やDVD等を使って、生活や遊びの中の子どもの様子を実際に見たり、「1分演習」などを入れながら、子どもの姿と大人（保育者）の役割が実感できるようにする。

「1分演習」は、たくさん時間をかけるのではなく、1分という限られた時間内で話し合うことや情報を交換する体験をしてもらい、忙しい保育現場でも、そばにいる保育者と話をする、情報を得るという課題意識を持ってもらうために行うものである。

<到達目標>

- 居宅訪問型保育者の役割について理解できましたか。
- 居宅訪問型保育における生活活動の「大切さ」について理解できましたか。

<科目>	③ 乳幼児の発達と心理	講義 90 分
<目的>	① 0 歳から 3 歳くらいまでの乳幼児期の発達のポイントを学び、発達に応じた遊びやその安全性について理解する。 ② 子どもの発達を支える居宅訪問型保育者の役割について理解する。	
<内容>	I. 発達とは 「保育所保育指針」に示された発達についてのとらえ方、及び保育者の役割を理解する。 II. 発達時期の区分と特徴 「保育所保育指針」に示された発達時期の区分と特徴、及び乳幼児期の発達の特性を理解する。 1. 発達時期の区分と特徴 2. 乳幼児期の発達の特性 III. ことばとコミュニケーション 発達段階に応じたコミュニケーションの方法について理解する。 1. 泣き・喃語 2. 手さし・指さし—ことば以前のコミュニケーション 3. わかることばから話すことばへ 4. 二語文へ 5. 言葉をはぐくむ豊かな環境 IV. 自分と他者 発達段階に応じて乳幼児が行う行動の意味について理解する。 1. アタッチメント（愛着） 2. 指しゃぶり—自分への気づき 3. 人見知りと後追い 4. 友だちとのかかわり 5. 保護者から離れて遊ぶ 6. テリブルツーカー（自我の芽生え）	

V. 手のはたらきと探索

発達段階に応じた手の使い方や動き、手を使った遊びについて理解する。

1. 手の使い方と動き
2. さかんになる探索活動
3. 基本的な生活習慣の形成
4. 遊びの発達

VI. 移動する力

自力で移動を行うことができる時期のかかわり方のポイント、事故について注意すべき事項について理解する。

1. 移動運動の発達
2. かかわり方のポイントと事故予防

VII. こころと行動の発達を支える保育者の役割

1. 乳幼児期を支える保育者の役割—基本的信頼感の形成
2. 乳幼児期の遊びの重要性
3. 日常生活の経験と遊びへのつながり

乳幼児の発達と心理 指導書

<目的>

- ① 0歳から3歳くらいまでの乳幼児期の発達のポイントを学び、発達に応じた遊びやその安全性について理解する。
- ② 子どもの発達を支える居宅訪問型保育者の役割について理解する。

<ねらいやポイント>

乳幼児の発達と発達段階を学ぶ意義について理解する。

- ・ 次の発達段階を知ることにより、安全に保育する。
- ・ 次に興味関心を持つものを知ることにより、楽しい保育をする。
- ・ 子どもの行動の発達上の意味を知り、心の訴えを読み取る。
- ・ 保護者からの悩みや相談に対して助言ができる。

<内容>

I. 発達とは

「保育所保育指針」に示された発達についてのとらえ方、及び保育者の役割を理解する。

「保育所保育指針」にあるように、子どもはそれぞれ育っていく力をもって生まれ、周囲の環境との相互作用により発達する。保育者は子どもを取り巻く環境を整え、心情、意欲、態度をもち続けられるように支え、見守る存在であることを理解する。

<指導上の留意点>

「保育所保育指針」をただ読むだけでなく、子どもの発達の素晴らしさと人的環境の一部としての保育者の役割を強調する。

II. 発達時期の区分と特徴

「保育所保育指針」に示された発達時期の区分と特徴、及び乳幼児期の発達の特性を理解する。

1. 発達時期の区分と特徴

『保育所保育指針』では0～3歳を5つの区分に分け、その年齢の特徴が記載されている。

しかし、同年齢の子どもの均一的な発達の基準としてとらえるのではなく、あくまで一人ひとりの子どもの発達過程としてとらえることが大切である。

2. 乳幼児期の発達の特性

乳幼児期の発達の特性を理解して保育する。つまり、乳幼児期は生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、人との相互的な関わりを深める中で、人への信頼感や自己への肯定感・主体性を形成していくことが重要である。また個人差が大きい

ことに注意する。

＜指導上の留意点＞

「この年齢でこれができる」ではなく、個人差に留意し、一人一人の発達過程としてとらえることを強調する。また、乳幼児期の特性と重要性を十分説明する。

Ⅲ. ことばとコミュニケーション

発達段階に応じたコミュニケーションの方法について理解する。

赤ちゃんは、「泣く」ことや喃語を通じて要求や気持ちを伝え、大人とのコミュニケーションを開始する。これに対して大人が適切に応答することにより、次第に愛着を形成し、人への信頼感を築いていくことを理解する。

1. 泣き・喃語
2. 手さし・指さしーことば以前のコミュニケーション
3. わかることばから話すことばへ
4. 二語文へ
5. 言葉をはぐくむ豊かな環境

人とのコミュニケーションには、身近な大人との愛着の形成と応答的環境が重要である。人というのがうれしい、一緒に遊ぶと楽しいという経験を重ねて、人への基本的信頼感を育てる。

＜指導上の留意点＞

- ・生まれてから3年間の子どものコミュニケーション能力の著しい発達を理解し、言葉をはぐくむ環境について考える。
- ・各段階に具体的な例があるとわかりやすい。

Ⅳ. 自分と他者

発達段階に応じて乳幼児が行う行動の意味について理解する。

1. アタッチメント（愛着）

乳児期における人とのかかわりが愛着形成に重要であり、その後の発達に大切な「人への信頼感」と「自己への信頼感」をはぐくむ。

2. 指しゃぶりー自分への気づき

自分で自分の身体をさわって確認する行動は、少しずつ自己認識を深めていく重要な発達の過程である。

3. 人見知りと後追い

人見知りや後追いは特定の人との愛着が形成された証拠ともいえる。

4. 友だちとのかかわり

1歳半頃になると、特定の大人を安全基地として周りの子どもに関心を示すようになる。まずは自分を出せることを肯定しながら、少しずつ人との付き合い方を学んでいけるように援助する。

5. 保護者から離れて遊ぶ

安全基地である大人を中心に探索行動をするようになり、3歳頃には自分の中にしっかりと大事な大人の存在が定着し、少しの時間なら離れられるようになる。

6. テリブルツー（自我の芽生え）

自分でやりたいと主張することは「自我の芽生え」であり、発達的に非常に大切な時期である。周りの大人もストレスを感じる時期だが、自己形成の過程にある子どもを温かく見守ることが大切である。

<指導上の留意点>

乳幼児の発達過程ではよくみられる行動であるが、その意義をよく理解し、対応できるようにする。具体例を通して、対応について話し合うと理解が深まる。

V. 手のはたらきと探索

発達段階に応じた手の使い方や動き、手を使った遊びについて理解する。

自分でしたいという意欲を大切にして、「できた」という達成感を味わうためには、手指のいろいろな動きができること、特に指先が自由に使えることが大事である。個人差もあるが、探索行動やさまざまな遊びの経験を通して手指の発達を援助していくことを学ぶ。

1. 手の使い方と動き
2. さかんになる探索活動
3. 基本的な生活習慣の形成
4. 遊びの発達

<指導上の留意点>

- ・手の動きに関しては、写真や映像があるとわかりやすい。
- ・子どものいたずらしたくなるもの、好きなものについて保育者は敏感でなければいけない。遊びのヒントになるだけでなく、事故予防にも役立つ。

VI. 移動する力

自力で移動を行うことができる時期のかかわり方のポイント、事故について注意すべき事項について理解する。

1. 移動運動の発達

身体の発達には、方向性と順序があること、身体的発達や運動機能の発達は個人差が大きいことを十分理解しておくことが重要である。

2. かかわり方のポイントと事故予防

発達段階を理解し、次に何をするようになるのか知ることが、事故予防にもまた楽しい保育をするうえでも役立つ。個性や個人差に配慮して、子どものやりたい気持ちを大切にして援助しよう。

<指導上の留意点>

- ・運動発達については、順序とおおよその月齢を知っておくこと。映像があるとうっかりやすい。
- ・事故予防については、具体的な事例を示すとよい。

VII. こころと行動の発達を支える保育者の役割

乳幼児期の遊びと保育者の役割について理解する。

1. 乳幼児期を支える保育者の役割—基本的信頼感の形成

乳幼児期は人への信頼感と自己の主体性を形成することが最重要課題である。

保育者の役割は、一人一人の子どもの発達状況と次のステップを把握し、子どもが意欲をもって取り組めるように援助することである。

2. 乳幼児期の遊びの重要性

遊びは子どもにとって「こころの栄養」であり、質のよい遊びは子どもの心と表情とことばを豊かにする。遊びによって楽しさと心地よさを共有することは、信頼関係を築き、食事や睡眠といった生活全般にも良い影響を与える。

3. 日常生活の経験と遊びへのつながり

乳幼児にとって、生活すべてが遊びであり、学びの場である。日常生活の中には遊びの要素が多くあるので、子どもの発達段階にあった環境作りをし、興味関心を広げて遊びを展開しよう。

<指導上の留意点>

- ・居宅訪問型保育者の役割としての保育マインド、つまり一人一人の子どもに合わせた保育をする、遊びを通して子どもと信頼関係をはぐくむ役割を確認する。
- ・遊びについて、その意義と有効性、楽しく遊ぶコツを具体的に伝える。

<到達目標>

○乳幼児期に身に付けなければならない最も大切なものは何ですか。

○まだ話せない年齢の子どもとのコミュニケーションの取り方がわかりましたか。

＜科目＞ ④ 幼児の食事と栄養 講義 60 分
＜目的＞ ①離乳の進め方に関する最近の動向について理解する。 ②幼児期の昼食作りに役立つ栄養バランスのポイント、食品衛生の基礎知識について理解する。 ③食物アレルギーについて理解する。 ④保育者がおさえる食育のポイントについて理解する。
＜内容＞ I. 乳児期 ー離乳の進め方に関する最近の動向 1. 「授乳・離乳の支援ガイド」の活用のしかた 2. 授乳の支援 3. 離乳の支援 (1) 支援のポイント 4. 離乳食の意味 (1) 「食べることは楽しい」を伝えていく (2) 咀嚼すること、味わうことを学ぶ (3) 食べたい意欲をどう引き出すか 5. 水分補給 (1) 2 か月頃からの水分補給について (2) イオン飲料について (3) フォローアップミルクについて II. 幼児期 1. 幼児期の食事 ー栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント (1) 日本人の食事摂取基準 2015 年版 (2) 歯の本数に合わせる (3) 手づかみ食べの大切さ (4) 食具の使い方に合わせる 2. 子どもの食事で困っていること 3. おやつの役割 (1) めやす量 (2) 内容と与え方

Ⅲ. 健康状態を考慮した食事 ー食物アレルギー

1. 食物アレルギー
2. 年齢別主な原因食物
3. 食物アレルギー児の対応
 - (1) 食物アレルギー児への対応
 - (2) 妊娠期、授乳期に食事制限はしない
 - (3) アトピー性皮膚炎との関連
4. 慢性疾患や障がいのある子ども、発熱、下痢、嘔吐、便秘などの症状がある時

Ⅳ. 乳幼児期の食育 ー保育者が押さえる食育のポイント

1. 食育とは
2. 食育のめざすもの
3. 食育から育まれるもの

乳幼児の食事と栄養 指導書

<目的>

- ①離乳の進め方に関する最近の動向について理解する。
- ②幼児期の昼食作りに役立つ栄養バランスのポイント、食品衛生の基礎知識について理解する。
- ③食物アレルギーについて理解する。
- ④保育者がおさえる食育のポイントについて理解する。

<ねらいとポイント>

子どもが成長発達していくためには十分なエネルギーと栄養素が欠かせない。栄養素は過不足なく摂れているかを評価することが大切である。成長とともに離乳食や幼児食を通して食べる機能が発達していく。保育者はその食べる機能の発達を理解して援助する必要がある。また、食物アレルギーについて理解を深め、最新の情報を知る。さらに食育を通して、「食べる意欲」が育つ支援を行うことを理解する。

<内容>

I. 乳児期 ー離乳の進め方に関する最近の動向

1. 「授乳・離乳の支援ガイド」の活用のしかた

「授乳・離乳の支援ガイド」（厚生労働省、2007年）は、近年の子育て事情に合わせて、望ましい支援のあり方の基本的事項を共有することを目的に作成された。

2. 授乳の支援

母乳は、乳児に最適な栄養源であり母子関係の確立においても良好な影響を与える。母乳栄養率の向上や乳房管理の向上のみを目指すものでなく、母乳育児の適切な環境や支援を提供することが必要である。育児用ミルクで育てる場合は、母親の不安やトラブルで自信を無くしてしまうことがないように配慮する。母子のスキンシップが図られ、子育て全般を通してふれあいを重視する支援を行う。

妊娠、出産、授乳は母親の心身に大きな変化をもたらす。保育者はこの時期の母親が自信をもって地域のなかで楽しく子育てができるように精神的支援を重視する。

3. 離乳の支援

生後5.6か月頃になると生活リズムが定まり、授乳間隔も3～4時間空くようになる。内臓機能が発達し、活動量も多くなり乳汁だけでは栄養素の補給が困難になるために離乳食が必要になる。離乳食は、赤ちゃんの発達に合わせて「離乳食の進め方のめやす」を参考に進める。

(1) 支援のポイント

- ①離乳食の開始月齢は、5、6か月頃と幅をもたせている。完了の時期も12か月～1

8 か月頃と幅があるのは、咀嚼機能には個人差があるからである。1 人ひとりの発達にあわせて無理なく進めていくことが必要である。

②食事の目安は、回数、調理形態、食品の種類、量を参考にする。適量かどうかは、成長曲線のグラフに体重と身長を記入して、成長曲線のカーブに沿っているかどうか定期的に確認する。

③栄養素では、9 か月ごろから鉄欠乏を生じる可能性がある。

④食べ方の目安を参考にしながら「食べることは楽しい」を伝えていく。

4. 離乳食の意味

以下について、具体的な内容を伝える。

(1) 「食べることは楽しい」を伝えていく。

(2) 咀嚼すること、味わうことを学ぶ

(3) 食べたい意欲をどう引き出すか

5. 水分補給

水は体を構成する物質の内でもっとも量が多く、乳児は約70%も占めている。乳幼児期は、腎臓の機能が未熟のために薄い尿を多量に作るため水分が失われやすいことや発汗、発熱、下痢、嘔吐などの時には脱水症を起こしやすいので水分補給を必要とする。

(1) 2 か月頃からの水分補給について

(2) イオン飲料について

(3) フォローアップミルクについて

II. 幼児期

1. 幼児期の食事 ー栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント

幼児期の食事は、乳児期に引き続き発育が盛んであり、運動も活発になるので、体を作る栄養素や運動のためのエネルギー補給が必要となる。自我の発達に伴い、遊び食べ、偏食など食に関する困りごとが起こりやすいが、適切に対応しなくてはならない。また、歯の本数、食べる機能など発達の途中にあるので、食材の調理形態や調理方法に配慮した献立にする。家族の食習慣が大きく影響することからも、家族を含めた生活習慣や食習慣の確立を目指せるように支援することが大切である。

(1) 日本人の食事摂取基準 2015 年版

参考となるエネルギー量をはじめとする栄養素は、日本人の食事摂取基準 2015 年版に示されている。推定エネルギー必要量は、体重1kg あたりでみると、大人の約2倍必要とする。体が小さいわりにたくさんの栄養素を必要とするので、3回の食事とおやつでバランスよく配分する。献立の組み合わせは、食事バランスガイド、お弁当の配分を参考にする。

(2) 歯の本数に合わせる

奥歯が生えそろっていないため大人と同じように咀嚼することはできない。食べづらい食品の特徴と例を参考にしながら食べやすく調理したものを奥歯の本数に合わせて用意す

ることが大切である。

誤嚥しやすい食品を理解して事故を起こさないように予防する。

(3) 手づかみ食べの大切さ

手づかみ食べは、食べ物を目で確かめ、手指でつかんで口まで運び、口に入れるという目と手と口の協調運動です。協調運動ができると食器や食具が上手に使えるようになっていくという摂食機能の発達上、重要な役割を担っている。

(4) 食具の使い方に合わせる

2歳代になると手づかみ食べをしながらスプーンやフォークが使えるようになる。食具が扱いやすい食器選びや食べ物を子どもにあわせて、選ぶ。

2. 子どもの食事で困っていること

幼児期は、遊び食い、偏食する、むら食いなどが多く見られる。この時期の食行動を理解し、長期的な視野で見守り、支援していくことが大切である。

3. おやつ役割

おやつは、3回の食事でとりきれないエネルギー、栄養素、水分を補う大切な機会である。しかし、与え方により栄養素の偏りや生活習慣の乱れを招くこともあるので、食材選びや量に配慮する必要がある。食への関心を育てやすく「食育」がしやすいという利点もある。

(1) めやす量

(2) 内容と与え方

Ⅲ. 健康状態を考慮した食事 — 食物アレルギー

1. 食物アレルギー

乳幼児期は食物アレルギーの発症頻度が高い時期であり、アレルギー症状を恐れて離乳食の開始を遅らせたり、原因となりやすい食品を与えないことがある。食物アレルギーを正しく理解して対応する。

2. 年齢別主な原因食物

乳幼児期の原因食物は、卵、乳製品、小麦がほとんどである。初めて食べさせるものは、家族と一緒に食べて大丈夫か確認してもらう。

3. 食物アレルギー児の対応

食物アレルギー児の場合は、必ず家庭との連携を密にする。

(1) 食物アレルギー児への対応

(2) 妊娠期、授乳期に食事制限はしない

(3) アトピー性皮膚炎との関連

4. 慢性疾患や障がいのある子ども、発熱、下痢、嘔吐、便秘などの症状がある時

1人ひとりに応じた食事の配慮が必要になる。これらの子どもの対応には、家庭と連携して医師の診断をもとにその指示に従うようにする。

IV. 乳幼児期の食育 ー保育者が押さえる食育のポイント

1. 食育とは

「食べること」は生活の基盤であり、子どもの体と心の健康のためにも欠かすことのできないものである。

2. 食育のめざすもの

「楽しく食べる子どもにー保育所における食育に関する指針ー」（厚生労働省 2004 年）では、具体的に5つの子ども像の実現をめざすこととしている。これは居宅訪問型保育においても考え方は同じです。

（1）食を営む力を培うために授乳期や離乳期は安心と安らぎのなかで食べる意欲の基礎作りを行う。幼児期は食べる意欲を大切に、食の体験を広げていく。

（2）食育のねらいは、「食に関わる体験により何を育てたいか」を考えて保育に生かす。内容は、普段の生活のなかで子どもが自らの意欲を持って食に関わる体験が得られるように考える。乳幼児期は「楽しく食べる子ども」をめざす。生活リズムを整え、食事時間が空腹で迎えられるようにすること、親や周囲の大人と一緒に皆で食卓を囲む楽しさを中心にする。

3. 食育から育まれるもの

基本的な生活習慣が身につくことや好きな食べ物が増えることにより、自立心や意欲が育つ。根気よくしつけをしながらルールを守ることによって社会性が育つ。旬や地域の産物を見たり聞いたり食べることで感謝の気持ちが芽生える。さまざまな食物をとることで味覚が発達。このことから日々の生活を丁寧にすることが大切である。

<指導上の留意点>

居宅訪問型保育者は調理は行わず、保護者が用意した食事の温め直しをするなどの準備をして提供する役割であるが、保育者自身が子どもの食べる機能の発達を理解して適切に援助する必要がある。特に、保育者自身に子育て経験があるときなど、自分の子育ての時と離乳の進め方が異なっていることを知ることや、食育への取り組みについて理解しておくことが必要である。保育者は保護者から質問や相談を受けることも多いので、常に新しい知識や情報を身に付けることが必要である。

また、保護者が準備する子どもの食事の内容が、子どもにとって必要な栄養素やエネルギーを満たしていない場合も考えられ、そういった場合に保護者にどのように助言していくかは難しい課題である。

<到達目標>

○離乳食の意味、おやつの役割が理解できましたか。

○子どもの食べる機能の発達を理解することができましたか。

<科目>	⑤ 小児保健Ⅰ	講義 60分
<目的>		
①保育を行う上で必要となる健康管理のポイントや疾病の予防と感染防止への対応、保育中の発症への対応などの基礎知識について理解する。 ②現場に生かせる、より具体的な対応を理解する。 ③健診や母子健康手帳の意義、記載内容について理解する。 ④予防接種について理解する。		
<内容>		
I. 乳幼児の健康観察のポイント 1. 乳幼児の健康管理 (1) 乳幼児の身体的特徴 (2) 日常の健康管理上のポイント (3) 保育中の観察ポイント (4) 睡眠中の留意事項と観察ポイント (5) バイタルサインとは (6) 子どもの体調に合わせた保育 (7) 緊急時の対応 II. 発育と発達について(母子健康手帳、予防接種について) 1. 小児の成長・発達とは (1) 成長・発達とは (2) 成長・発達の原則 2. 母子健康手帳と乳幼児健康診査について (1) 母子健康手帳 (2) 乳幼児健康診査 3. 予防接種 (1) 予防接種の意義と種類 (2) 接種後の保育上の注意点		

Ⅲ. 衛生管理・消毒について

1. 保育環境の整備
2. 施設設備や保育用品の衛生管理
3. 感染予防
 - (1) 感染様式
 - (2) 感染予防のための実践的方法
4. 消毒薬の種類と使用について

Ⅳ. 薬の預かりについて

小児保健Ⅰ 指導書

<目的>

1. 保育を行う上で必要となる健康管理のポイントや疾病の予防と感染防止への対応、保育中の発症への対応などの基礎知識について理解する。
2. 現場に生かせる、より具体的な対応を理解する。
3. 健診や母子健康手帳の意義、記載内容について理解する。
4. 予防接種について理解する。

<ねらいやポイント>

居宅訪問型保育における子どもの日常的な健康観察のポイント、衛生管理上の感染予防、薬の預かり等について理解を深め、具体的に対応できるよう伝えていく。

I. 乳幼児の健康観察のポイント

1. 乳幼児の健康管理

(1) 乳幼児の身体的特徴

常に成長、発達の過程にある子どもの健康管理を行うために、健康観察に必要な、新生児期、乳児期、幼児期の年齢による身体的な特徴を学ぶ。

(2) 日常の健康管理上のポイント

子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態と発育・発達状態について把握する必要があることを認識する。

保育開始前に、保護者から生育歴や健康情報について把握し記録することや、保育上の留意点を保育者間で共有し合い、日常の保育に結び付けて行くことや、保育者による日々の子どもの健康状態と、発育・発達状態の観察を行い、子どもの変化を捉え記録に残すことの重要性を学ぶ。また、体調不良時には保護者や医療機関との連携の必要性についても理解する。この他、健康の保持増進の必要性を学ぶ。

(3) 保育中の観察ポイント

乳幼児の身体的特徴を理解し、健康観察における早期発見の重要性や観察のポイントについて学ぶ。

*「2012 年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」P36 ①参照

(4) 睡眠中の留意事項と観察ポイント

睡眠中の子どもの留意事項と観察ポイントについて学ぶ。特に生後6か月未満の乳児における注意点として、睡眠中の無呼吸状態への注意と、見時の対応について十分理解し、即時に呼吸の回復を試みるなどの対応を学ぶ。また、乳幼児突然死症候群や睡眠中の窒息予防など、子どもの睡眠中における呼吸状態の観察の重要性を認識する。0歳は5分に1回の確認、1～3歳は10分に1回の確認を行うなど、具体的な観察の方法を学ぶ。

*「ブレスチェックリスト」の参照

(5) バイタルサインとは

「生命徴候」であるバイタルサインとその観察項目について理解し、全身状態の観察や把握に結び付けられるよう学ぶ。バイタルサインを測定するときの具体的な注意点について学ぶ。

＊バイタルサインの正常値

「家庭的保育の基本と実践 第2班」福村出版 2015 P55 参照

(6) 子どもの体調に合わせた保育

子どもの体調がすぐれない場合は、その子どもの健康状態に合わせた保育を行い、各症状に対して適切に対応することや、子どもの身体的な辛さ、精神的なストレスを理解して対応することの大切さについて理解する。また、体調に合わせた基本的生活習慣への援助や、遊びの工夫について学ぶ。

(7) 緊急時の対応

体調に変化があったときや、症状が悪化した場合の保護者への連絡、医療機関への受診についてなど、保育者の具体的な対応について学ぶ。

Ⅱ. 発育と発達について(母子健康手帳、予防接種について)

1. 小児の成長・発達とは

(1) 成長・発達とは

(2) 成長・発達の原則

- ◆順序性・方向性がある ◆連続的だが、一定の速度ではない
- ◆臨界期がある ◆個人差がある

2. 母子健康手帳と乳幼児健康診査について

(1) 母子健康手帳

(2) 乳幼児健康診査

3. 予防接種

(1) 予防接種の意義

予防接種の意義を理解し、予防接種の種類と接種時期について学ぶ。

＊国立感染症研究所 HP 等参照 予防接種スケジュール等参照

(2) 接種後の保育上の注意点

接種後の保育上の注意すべき点について学ぶ。

Ⅲ. 衛生管理・消毒について

1. 保育環境の整備

『保育所保育指針』の第5章 健康及び安全 には、環境及び衛生管理並びに安全管理

の意義と必要性が書かれており、子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であると述べられている。

【保育室の環境整備】

- ◆温度・湿度
- ◆換気（個々の家の事情により、空気清浄機を設置している家庭もある。状況によって換気方法を選択する）
- ◆採光・音等
- ◆保育設備、用具等の衛生管理

2. 施設設備や保育用品の衛生管理

衛生管理上、必要に応じて保育者が使用することができるよう、必要物品の準備を保護者に依頼するなど具体的な連携についても理解する。

3. 感染予防

（1）感染様式

3つの感染様式（空気感染・飛沫感染・接触感染）について学ぶ。

（2）感染予防のための実践的方法

抵抗力が弱く容易に感染症にかかりやすい乳幼児の感染予防のために、子どもと保育者自身の清潔の重要性について理解する。また、保育者自身の感染予防のための具体策について学び、日常の保育に結び付けられるようにする。さらに感染対策における標準予防策を理解し、それぞれの状況において適切に実践できるよう学ぶ。

【手指の衛生】

- ◆水とせっけんによる手洗い
- ◆速乾性擦式消毒

【個人防護具】

- ◆使い捨ての手袋、マスク、エプロンなどの使用

4. 消毒薬の種類と使用について

「2012 年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、居宅訪問型保育においても、適切な衛生管理が行えるよう保護者との連携の必要性を理解し、衛生管理上使用する消毒薬等について学ぶ。

（「2012 年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」保育所における消毒の種類と使い方 P34, 35 参照）

IV. 薬の預かりについて

居宅訪問型保育において、保育者による与薬は医療行為にあたるため、基本的には薬を預からないことを認識する。但し、保護者が不在の場合や、治療上やむを得ず服薬する必要がある場合には、保護者からの連絡書によって服薬させることがあるため（参照：薬についての連絡書）、安全に、確実に内服できるよう、与薬の際の注意事項について学ぶ。

【与薬時の注意点】

薬についての連絡書のサンプルを提示する

<指導上の留意点>

1. 小児保健の基礎的な知識については、母子保健法や予防接種法が定める規定も踏まえ、その目的や内容について講義する。特に予防接種法においては最新の情報に留意する。
2. 子どもの健康管理については、健康観察、衛生管理、薬の預かりについて、それぞれ具体的で実践的な方法が理解できるよう、居宅という環境の特異性を踏まえて、具体例を入れながら講義を進める。
3. 理解を深めるために、保育所保育指針、保育所における感染症対策ガイドラインを適宜使用する。

<到達目標>

- 居宅訪問型保育における乳幼児の健康観察の必要性和、その具体的な観察ポイントについて理解できましたか？
- 衛生管理について理解を深め、実践的な方法を学ぶことができましたか？

<科目>	⑥ 小児保健Ⅱ	講義 60分
<目的>	①子どもに多い症状・病気を知りその対応について理解する。 ②小児に多い事故を学び、その予防と対応について理解する。 ③異物除去法、心肺蘇生法を学び、緊急時の対応について理解する。	
<内容>		
	I. 健康上の留意点 1. 普段の子どもを知る 2. 子どもの異常を知る 3. 病気の軽重の判断 - ー子どもに多い症状とその対応 (1) 発熱 (2) 腹痛 (3) 嘔吐 (4) 下痢 (5) 便秘 (6) 鼻水、咳嗽、喘鳴 (7) けいれん (8) 湿疹、発疹などの皮膚症状 (9) 目やに、耳垂れ 4. 特別な健康管理を必要とする保育 - 病気回復期にある子ども - 集団保育に不適當な子ども II. 子どもに多い病気とその対応 1. 日常にみられる病気 (1) かぜ症候群 (2) 熱性けいれん (3) 気管支喘息・気管支喘息発作 (4) 急性中耳炎 (5) アトピー性皮膚炎 (6) 食物アレルギー (7) とびひ(伝染性膿痂疹)	

(8) 水イボ(伝染性軟属腫)

参考：「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」

「保育所における感染症対策ガイドライン」

2. 緊急の対応が必要な病気

(1) 腸重積症

(2) 乳児突然死症候群 (SIDS)

Ⅲ. 事故予防と対応

1. 子どもに多い事故とは

2. 事故が起きてしまった時の対応

(1) 打撲・捻挫・脱臼・骨折

(2) 出血・切り傷など

(3) 誤飲・誤嚥

(4) 異物

(5) ひきつけ (けいれん)

(6) やけど

(7) 熱中症

(8) 虫刺症・咬傷

(9) 感電

(10) 一酸化炭素ガス中毒

Ⅳ. 異物除去法、心肺蘇生法

1. 異物除去法

2. 心肺蘇生法

乳児に対する心肺蘇生法

幼児に対する心肺蘇生法

3. 自動体外式除細動器 (AED)

小児保健Ⅱ 指導書

<目的>

- ①子どもに多い症状・病気を知り、その対応について理解する。
- ②小児に多い事故を学び、その予防と対応について理解する。
- ③異物除去法、心肺蘇生法を学び、緊急時の対応について理解する。

<ねらいやポイント>

保育者が、子どもに多い症状・病気や事故を具体的に学び、その対応について理解できるように、指導する。

I. 健康上の留意点

1. 普段の子どもを知る

発達段階にある子どもは、病気や事故を全く避けて成長することはできない。子どもの病気や事故を予防するために、保育者はまず、子どもの普段の健康状態を知ることが重要である。

2. 子どもの異常を知る

異常を見分けるためには、まず、正常を知らなければならない。そして、その普段の状態と何か違う時には、それがたとえささいなことであっても注意が必要である。

「いつもと違う」と気づくこと、感ずることが、すなわち異常を見分けることになり、居宅訪問保育者にとって最も重要なことである。

3. 病気の軽重の判断

—子どもに多い症状とその対応

(1) 発熱

最も多く、わかり易い症状の 1 つである。ただし、発熱の程度が重症度に一致するわけではなく、発熱を認めたからと慌てることなく、他の症状、機嫌などの全身症状を考慮することが重要である。

(2) 腹痛

腹痛は見た目ではわからない症状であることから、小さい子どもの場合は、保育者にはわかりにくい。食欲低下、不機嫌など一般症状から腹痛を考えられるように意識することが重要である。また、腹痛は便秘、食べ過ぎなど生理的な理由によって認める場合も少なくないことから、すぐに病気と考えずに冷静に判断しなければならない。

(3) 嘔吐

嘔吐を認めた時には、吐物の内容、食事との関係などを考えることが重要である。

(4) 下痢

下痢を認めた時には、慌てることなく便の性状（色、臭い、血液混入の有無など）を把握し、その後の様子を注意深く観察する。

（５）便秘

便秘そのものが問題になることはほとんどないが、腹痛、食欲低下、嘔吐などの症状をきたす原因が便秘である事はしばしば認められる。保育者は、子どもの排便状況を把握することを心がけなくてはならない。

（６）鼻水、咳嗽、喘鳴

いわゆる風邪症状である。これらの症状によって、食べる、寝る、遊ぶなどがかなり制限されるようであれば、受診、投薬などを考慮しなければならない。

（７）けいれん

乳幼児においては、発熱に伴う熱性けいれんが最も多く、この場合は、ほとんどは自然に頓挫、軽快する。しかし、けいれんが始まった時には、その判断はできないことから、けいれんを認めた時は、重症を意識して対応することが重要である。

（８）湿疹、発疹などの皮膚症状

皮膚症状は、スキンケアが重要となり、清潔を心がけることが重要となる。季節により対応が変わることも忘れてはならない。

（９）目やに、耳垂れ

目やには結膜炎などの眼の病気を、耳垂れは中耳炎などの耳の病気を診断する手がかりとなる。これらの症状を認めた時には他の症状の出現など注意深く観察することが重要である。

● 軽微な症状のある子ども

少し鼻水が出る、咳が出る、熱を測ったら微熱がある、便も少し柔らかいなど軽微な症状がある場合、居宅訪問保育者は子どもの機嫌やそのほかの症状と合わせて、時間の経過とともに様子をみる。

子どもの病気の場合は、始めの症状は普通の風邪のようでも、初期の症状から今後どのように進行していくかはその段階ではわからない。機嫌が良く、ミルクや食事が摂れていたとしても、原則的には家庭内で体力を消耗しないような静かなあそびを心がけ、時間を追って様子をみていく必要がある。

４．特別な健康管理を必要とする保育

● 病気の回復期にある子ども

● 集団保育に不適当な子ども

既に回復期にあるけれど、まだ保育園での集団保育、健康児のなかでの保育が不適当という状況で、しばらく家庭での保育が必要な場合があります。そのような時に勤務の都合で保護者が子どもの世話をできない場合、居宅訪問保育者などの保育者が在宅で保育するということが多くなってくる。

Ⅱ. 子どもに多い病気とその対応

1. 日常に見られる病気

(1) かぜ症候群

☆かぜ症候群の多くは感染症である。以前はかぜと言われたいたものが、最近では〇〇感染症と診断されるものも増えてきた。こういった感染症に対しては、「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚生労働省)を参照。

(2) 熱性けいれん

(3) 気管支喘息・気管支喘息発作

(4) 急性中耳炎

(5) アトピー性皮膚炎

(6) 食物アレルギー

☆アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなど、アレルギーを持つ子どもへの保育中の対応に関しては、厚生労働省による「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を参照。

(7) とびひ(伝染性膿痂疹)

(8) 水イボ(伝染性軟属腫)

2. 緊急の対応が必要な病気

(1) 腸重積症

子どもには、すぐに対応すれば容易に治癒する病気がある。その代表的なのが腸重積症である。この病気があることを知っているかどうかによって、予後は大きく違ってくる。この病気は、何らかの原因で腸の一部が重なってしまうことで起こる。腸の動きとともに、重なった腸の部分が締め付けられ痛みが強くなり、突然強く泣いたり、うずくまったりする。発症年齢は生後半年から1歳半頃までに多く、この年齢の場合は、言葉でまだ表現できないので、「腹痛」ではなく「繰り返す不機嫌」という症状と考えられる。突然にこのような症状が現れた時は、「腸重積症」という病名を思い出してほしい。そして、その後に繰り返す不機嫌(腹痛)を認めた場合には、保護者に連絡し、同時に小児科または小児外科へ連れて行くことを考える。

(2) 乳幼児突然死症候群(SIDS : Sudden Infant Death Syndrome)

直前まで健康な赤ちゃんが睡眠中に死亡し、死後解剖をしても異常がないということがある。厚生労働省は乳幼児突然死症候群(以下、SIDS)の定義として『それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されない。原則として1歳未満の児に突然の死をもたらした症候群』とされている。

SIDS に対する対応は、即時の心肺蘇生が最重要である。もし、心肺停止状態の子どもを発見した時は、ただちに心肺蘇生をはじめる。これには普段からの心肺蘇生法の訓練が必要となる。また、心肺蘇生の手順ののっとり行うが、同時に周りの人に大声で助けを求めすることも大切である。

Ⅲ. 事故予防と対応

1. 子どもに多い事故とは →「安全の確保とリスクマネジメント」参照
2. 事故が起きてしまった時の対応
 - (1) 打撲・捻挫・脱臼・骨折
 - (2) 出血・切り傷など
 - (3) 誤飲・誤嚥
 - (4) 異物
 - (5) ひきつけ（けいれん）
 - (6) やけど
 - (7) 熱中症
 - (8) 虫刺症・咬傷
 - (9) 感電
 - (10) 一酸化炭素ガス中毒

Ⅳ. 異物除去法、心肺蘇生法

これらの対処法は、映像教材などを用いて、具体的なイメージを持てるよう指導する。

1. 異物除去法

乳児に対する、背部叩打法⇒胸部叩打法 を学ぶ。

幼児に対する、背部叩打法 学童、成人に対する、ハイムリック法 を学ぶ

2. 心肺蘇生法

乳児に対する心肺蘇生法

幼児に対する心肺蘇生法

3. 自動体外式除細動器（AED）

AED にはいろいろな形や種類があることを画像などで知らせる。また、近隣で AED を置いてある場所を調べておくこと等を伝える。

<指導上の留意点>

子どもの健康状態を把握するためには、観察が重要である。わずかな変化も見逃さずに、経時的に変化を記録することで、子どもの健康状態をより理解することができるようになる。講義の中で、観察と記録が重要であることを伝えていく。

<到達目標>

○子どもの病気や事故の概略を理解できましたか。

○保育中の子どもの健康と安全を守れるように、知識を身につける必要性が理解できましたか。

<科目>	⑦ 心肺蘇生法	実技 120 分
<目的>		
①乳幼児を対象とした救急救命が行えるように、その技術を身につける。		
<内容>		
I. 心肺蘇生法、AED、異物除去法などを学ぶ。 見学だけの科目にならないよう、参加人数に応じて人形等の教材を用意し指導に当たれる十分な人数の講師数にも配慮する。 <進め方> (例) 1) 説明書やDVDを見ながら、心肺蘇生法の手順を学ぶ。 2) 講師が成人の人形を使って実演を行い、一連の流れを見せる。 その中で、AEDの使い方も説明する。 3) 心肺蘇生をする人(A)、救急車を呼びに行く人(B)、AEDを探してもってくる人(C)など役割を決め、順に交替しながら、実際に動いてみる。 <乳児編> 4) 乳児の人形を使って、乳児に心肺蘇生法を行う際の留意点を説明する。 5) 実際に人形に触って、経験する。 <異物除去法> 6) 乳児の人形を使って、背部叩打法と胸部突き上げ法の実技を行う。 幼児に対する背部叩打法やハイムリッヒ法は指導者が実演してみせる。 7) 実際に人形に触って、経験する。		

<科目>	⑧ 居宅訪問型保育の保育内容	講義・演習 120 分
<目的>		
①居宅訪問型保育を利用する家庭のニーズについて理解する。 ②居宅訪問型保育の特徴と配慮事項を学び、演習を通じて考え、理解する。 ③夜間に行われる居宅訪問型保育における配慮事項について理解する。 ④居宅訪問型保育の計画と記録の書き方を学び、様々な家庭状況に応じた計画の必要性について理解する。		
<内容>		
I. 居宅訪問型保育を必要とする家庭（子ども・保護者）のニーズ 1. 居宅訪問型保育の対象 (1) ひとり親家庭の夜間の就労等、社会的理由により居宅訪問型保育を必要とする子ども (2) 子どもの障害や慢性疾患等の程度により居宅訪問型保育を必要とする子ども (3) 地域子ども・子育て支援事業の対象 2. 居宅訪問型保育を必要とする家庭(子ども・保護者)のニーズ (1) 子どものニーズ (2) 保護者のニーズ (3) 保護者と連携しながら行う保育 II. 居宅訪問型保育の特徴 1. 居宅訪問型保育の内容 保育所保育指針に準じ、居宅訪問型保育の特性に留意した保育の提供 2. 居宅訪問型保育の特徴 (1) 子どもの居宅で行われる保育 (2) 1対1の個別保育 (3) 保護者と連携しながら行う保育 III. 居宅訪問型保育における配慮事項 1. 保育環境の理解 (1) 家族と子どもの生活の場で行われる保育 (2) プライバシーの保護と守秘義務 2. 保育の計画に基づき行う保育 (1) 保育所保育指針に準じた保育 (2) 保育の計画		

(3) 担当保育者間での情報の共有

3. 食事に関する配慮

(1) 食事の提供

4. 健康管理、衛生面における配慮

(1) 子どもの健康状態と発育・発達状態の把握

(2) 健康の増進や疾病などへの対応

(3) 衛生面への配慮

5. 夜間、泊りの場合の保育

(1) 生活リズムや生活習慣への配慮

(2) 入浴時の介助

(3) 睡眠中の注意事項

6. 地域の自然や保育資源を活用した保育

7. 地域資源との連携、交流

(1) 近隣の保育所や関連機関との交流を通じ、他の子どもとの関わりや集団での活動など多様な体験を図れるよう配慮する

(2) 連携施設・関係機関等への送迎

8. 保護者と連携ながら行う保育

(1) 保護者と連携して保育を行うために、保育者と保護者間の連絡帳等の活用

(2) 子どもの保育内容は、保育所保育指針に準じたものとし、保育内容について保護者の理解や協力を得ながら行う

(3) 保育環境の調整については、常に保護者と連携を図りながら、家庭のプライバシーや保護者の気持ちに配慮して行う

(4) 保護者と子どもとの関係性を高める関わり

9. 定期的な保育の振り返り

IV. 居宅訪問型保育の実際（演習）

V. 居宅訪問型保育における計画と記録

1. 保育の計画

2. 指導計画作成上留意すべきこと事項

3. 保育の記録

居宅訪問型保育の保育内容 指導書

<目的>

- ①居宅訪問型保育を利用する家庭のニーズについて理解する。
- ②居宅訪問型保育の特徴と配慮事項を学び、演習を通じて考え、理解する。
- ③夜間に行われる居宅訪問型保育における配慮事項について理解する。
- ④居宅訪問型保育の計画と記録の書き方を学び、様々な家庭状況に応じた計画の必要性について理解する。

<ねらいとポイント>

居宅訪問型保育の対象となる子どもや家庭のニーズを把握した上で、子どもの居宅における1対1の保育の方法や配慮事項を学ぶ。その際、保育所保育指針に準じた保育を行うことが必要とされるが、居宅訪問型保育ではどのように保育所保育指針を取り込んで行うのかを理解すると共に、計画の立て方と記録の書き方の基本を学ぶ。

<内容>

I. 居宅訪問型保育を必要とする家庭（子ども・保護者）のニーズ

1. 居宅訪問型保育の対象

居宅訪問型保育事業の対象となる乳幼児は、居宅訪問型保育事業を実施する市町村が対象範囲を規定するので、市町村により対象や利用条件が異なる。利用対象は3号認定であり、(1)と(2)に大別される。さらに、(3)は、必要に応じて行われる一時的な保育の提供となるが、一時預かり事業（居宅訪問型）については、居宅訪問型保育事業と同様の対象への保育の提供になる。

この科目では、(1)を中心としながら、居宅訪問型保育の保育内容として共通することを学んでいく。その際、従来からある私的契約に基づく訪問型保育と公的補助に基づく保育は異なることを明確にしていく必要がある。(2)に関する特別な配慮については、専門研修で学ぶ。

- (1) ひとり親家庭の夜間の就労等、社会的理由により居宅訪問型保育を必要とする子ども
- (2) 子どもの障害や慢性疾患等の理由により居宅訪問型保育を必要とする子ども
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の対象

一時預かり事業（居宅訪問型）、病児保育事業（非施設型）、延長保育事業（訪問型）

2. 居宅訪問型保育を利用する家庭(子ども・保護者)のニーズ

- (1) 子どものニーズ
- (2) 保護者のニーズ
- (3) 保護者と連携しながら行う保育

Ⅱ. 居宅訪問型保育の特徴

1. 居宅訪問型保育の内容

居宅訪問型保育は「保育所保育指針に準じ、居宅訪問型保育の特性に留意した保育の提供」を行うが、居宅訪問型保育者の中には、保育所保育指針になじみがない者もいることから、保育所保育指針のどのような部分を居宅訪問型保育に活かしていくか、解説する。

居宅訪問型保育は保育所のような集団保育ではない。しかしながら、保育所保育指針（2008年）第1章総則には、集団保育でなくとも保育を行う上で最低限意識しておかなければならない事項が示されている。第1章総則 3. 保育の原理(1)保育の目標（ア）～（カ）に示されているような保育の目標があるということ、さらには子どもの生活活動にはそのような体験が詰まっていることを伝える。

子どもにとって極めて重要な時期に、むしろ1対1で長時間にわたり居宅で子どもと向き合うことの意味を学ぶ。大人の働きかけによって子どもの育ちに多様な影響をすることを理解する。従来からの訪問型保育（ベビーシッターなど）は、利用者である保護者の要望に添って保育をする。しかしながら、公的補助の下に行われる保育の場合には、保護者の要望通りではなく、むしろ「保育所保育指針」に準じ、子どもの生活活動のねらいや内容が求められる。子どもとの保育時間を如何に過ごすかにあたり、保護者や家庭との緊密な連携は必要である。しかし、保護者の要望だけで判断するのではなく、就学前の子どもにとってどのような生活活動が大切かという視点も必要である。また、保育所保育指針（2008年）第3章保育の内容に示される、「ねらい」と「内容」についても理解を深める。

2. 居宅訪問型保育の特徴

- （1）子どもの居宅で行われる保育
- （2）1対1の個別保育
- （3）保護者と連携しながら行う保育

Ⅲ. 居宅訪問型保育における配慮事項

- 1. 保育環境の理解 → 詳細は「居宅訪問型保育の環境整備」の参照を促す。
 - 2. 保育の計画に基づき行う保育
 - 3. 食事に関する配慮 → 詳細は「乳幼児の食事と栄養」の参照を促す。
 - 4. 健康管理、衛生面における配慮 → 詳細は「小児保健Ⅰ」の参照を促す。
 - 5. 夜間、泊りの場合の保育
 - （1）生活リズムや生活習慣への配慮
 - （2）入浴時の介助
 - （3）睡眠中の注意事項
- 昼夜に限らず、子どもが睡眠中であっても、保育者にとっては、保育時間中である。
- 6. 地域の自然や保育資源を活用した保育
 - 7. 地域資源との連携、交流

(1) 保育所等、連携施設との交流を通じ、他の子どもとの関わりや集団での活動など多様な体験を図れるよう配慮する。

(2) 連携施設・関係機関等への送迎

8. 保護者と連携ながら行う保育

9. 定期的な保育の振り返り

事業者内の管理者、担当の保育者間で定期的に振り返りを行う。

IV. 居宅訪問型保育の実践（演習）

具体的に場面を想定して、その時に居宅訪問型保育者としてどのように行動すべきかを実際に考え、意見交換を行うことにより、居宅訪問型保育の実践をイメージしてみる。

演習（例） 「夜間の保育を行う際の配慮事項は？」

- ・看護師等で夜勤がある。 ・会議の終了が予定より遅くなる。
- ・泊まりがけで出張がある。 ・病気（出産）で入院する。 ・泊まりがけで介護をする。

※ 終了の時間が特定できない場合はどういう体制で行うか？

※ 事業者との連絡を密にする。連絡したいときに連絡がつくようにする。

※ 保護者との緊急連絡先の確認。

※ 子どもが病気になった場合など、急な対応への事前確認を行う。

V. 居宅訪問型保育における計画と記録

1. 保育の計画

居宅訪問型保育での保育の実践は、保育所等の集団保育とは異なる。まず、子どもの居宅であることから、子どもにとっては日常生活と同じ環境であり適応していくことには無理がない。しかしながら、同じ環境であるにもかかわらず、子どもは、居宅訪問型保育者という人との関係性の変化への適応が求められる。

保育所保育指針第4章では、「保育課程の編成及び指導計画の作成」が求められる。しかし、居宅訪問型保育の場合には、集団保育、すなわちクラス運営ではない。また何年保育という積み重ねも未確定であることから保育課程の編成はさほど意識しなくてもよい。

年間指導計画は、1年間通うような場合には簡単な計画が必要である。期別指導計画とも関連して、季節や時期（初めての出会い、少し慣れてきた時期、引継ぎの時期など）、文化的行事などを意識するとよい。

月間指導計画は、これも簡易でよいが、その月の気候や発達の時期（月齢など）にあわせた生活活動や遊び活動、環境構成（安全対策含む）についてのイメージできるデッサンが必要である。

日案（デイリープログラム）は最も重要である。その日の子どもの実態（発達・健康状態）に合わせた保育時間の確認や基本的生活習慣（食事・睡眠・排泄・清潔・着脱）、生

活活動や遊び活動のねらいや内容についての計画が必要である。もちろん1対1であることから、臨機応変さや子どもの主体性への寄り添いやまなざしも必要である。

大切なことは、単なる託児や預かっているだけではないということである。子どもの育ちの保障を考えるときには、無意識に行う保育から、意識化した保育に変えていくことが求められる。その際、子どもの発達過程を把握し、子どもの発達の見通しを持つことが必要になる。このように育ってほしいというねらいに沿って、保育の焦点化をはかり、子どもの内的活動や外的活動を通して子どもを理解し、それぞれの発達の段階にふさわしい遊び活動や生活活動の援助を行っていくことが必要になる。

2. 指導計画作成上留意すべきこと事項

3歳未満児については、子どもの成育歴、活動の実態に即して個別的な計画を作成する。長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮し、家庭との連携を指導計画に位置づけることが必要となる。

居宅訪問型保育での保育の実践は、家庭養育ですでに習慣化されている事項を大切にしながら保育を行うことが大切である。生活リズムや声のかけ方、おむつの替え方など、まず家庭養育ではどのように保育がなされていたのかを把握することである。その上で「保育所保育指針に準じ、・・・」ということから居宅訪問型保育ではどのように考えるのか、可能な限り子どもが適応しやすいように居宅訪問型保育者が寄り添うことが大切である。指導計画作成は、「計画→実践→記録（評価）→改善→計画→実践」という循環の中に位置づけられており、居宅訪問型保育という営みの中ではなくてはならない役割を果たす。

3. 保育の記録

保育記録や連絡帳の書き方、記入のポイント等について説明する。

居宅訪問型保育における保育実践は単に日々の生活活動・遊び活動の経過ではなく、その体験から何が育ち、子どもは何を学んでいるのかである。居宅訪問型保育という営みは、居宅訪問型保育者と子どもの1対1の関係性における応答であり、居宅訪問型保育者が子どもにどのように働きかけるのかによって、その後の展開や結果は違ったものになる。子どもの興味や意欲がわくような、笑って過ごせるような指導計画を作成するには、はっとしたこと、子どもへのまなざしであり、新しい発見や気づきを「書いておきたい」と直感した時、子どもの安全を意識しながらすぐメモをすること、その習慣をつけることである。

<指導上の留意点>

具体的な事例を多く紹介しながら、居宅で行われる保育の特徴や留意点がつかめるように指導する。また、居宅訪問型保育を保育所保育指針に準じて行う際に、どういうところをどういう風に取りこんでいけばよいかを具体的に指導する。

<到達目標>

- 居宅訪問型保育の特徴を把握できましたか。
- 居宅訪問型保育の配慮事項を理解できましたか。

<科目>	⑨ 居宅訪問型保育における環境整備	講義 60 分
<目的> ①保育環境の整備にあたり、基本的な考え方と配慮事項について理解する。 ②児童の居宅であることをふまえた環境整備の必要性について理解する。 ③保育に必要な設備・備品を確認し、自己点検を行えるようにする。		
<内容> I. 保育環境を整える前に 1. 制度上の規定について 2. 子ども・子育て支援新制度と居宅訪問型保育事業 3. 保育所保育指針を踏まえた保育 4. 保育所保育指針における環境の考え方 II. 居宅訪問型保育に必要な環境の基本 1. 保育に必要な環境の構成要素 2. 保育環境の整備に関する留意点 3. 子どもの発達を支える保育環境とは III. 保育環境の整備 1. 保護者への確認・提案 ポイント① 屋内の遊び ポイント② 外遊び ポイント③ 食事 ポイント④ 睡眠・排泄 ポイント⑤ 手洗い・シャワー ポイント⑥ 着替え		

IV. 安全の確保

1. 安全で安心できる保育環境をつくるために
2. リスクをなくす・減らすための対応
3. 室内が散らかっているとき
4. 安全性を確保するために
5. 衛生管理

V. 留意事項

1. 保育者の持ち物
2. その他あらかじめ対応を確認しておきたいこと
3. 必要な備品のリスト

まとめ 環境のチェックポイント

居宅訪問型保育における環境整備 指導書

<目的>

- ①保育環境の整備にあたり、基本的な考え方と配慮事項について理解する。
- ②児童の居宅であることをふまえた環境整備の必要性について理解する。
- ③保育に必要な設備・備品を確認し、自己点検を行えるようにする。

<ねらいやポイント>

子どもの居宅において、1対1で行われる居宅訪問型保育の特性を踏まえ、個人の居宅で公的補助による保育を行うにあたり、どのように保育環境を整えることが必要か、またその配慮事項について理解する。

I. 保育環境を整える前に

1. 制度上の規定について

居宅訪問型保育において保育を実施する場所と必要な設備・備品については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令第61号、2014年）第三十八条（設備及び備品）に規定されており、その内容を確認する。

その条文の中で、「当該事業を行う事業所」とは、主に子どもの居宅を指す。保育を行う場所の広さについて具体的な面積の数値は規定されていないが、保育のための専用のスペースを設けることが求められている。また、保育の実施に必要な設備や備品は、基本的には保育の対象となる子どもの家庭に備えられているものを使用することになる。

保育にあたっては、こうした基準を満たした上で、子どもが安全かつ安心して過ごすことができ、情緒の安定と健やかな発達が保障される保育環境を整えることが求められる。

2. 子ども・子育て支援制度と居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業は、公的な補助によって行われるものであり、そのため国の定める設備運営基準に基づいて保育を実施することが求められる。

従って、居宅訪問型保育においても保育内容および環境整備は保育所保育指針に準じること、またそうした保育内容等について、保護者にも説明を十分に行い家庭と連携していくことが必要である。

3. 保育所保育指針をふまえた保育

居宅訪問型保育においては、各家庭の保護者の置かれている状況や意向を理解し、家族の家庭生活に配慮しながら保育を行うことが重要である。と同時に、保育所保育指針についてその理念や内容を理解し、それらをふまえた保育を行うことが求められる。

4. 保育所保育指針における環境の考え方

保育所保育指針では、子どもが主体的に自らを取り巻く環境に関わり、そこで生じる環境との相互作用を通して発達していくことを重視して、保育の環境に関する4つの留意点

を示している。(第1章 総則3 保育の原理 (3) 保育の環境)

これらは、集団保育の場合でも、居宅訪問型保育のような一般の住宅等における個別の保育の場合でも、共通して大切にしたい子どもの保育環境の基本的な考え方と言える。ただし、居宅訪問型保育の場合、事業者側のみの保育方針や判断で環境をつくったり変えたりすることはできない。居宅訪問型保育において、子どもの保育環境をよりよいものへと整備していくために、保護者との連携を欠かすことはできない。

Ⅱ. 居宅訪問型保育に必要な環境の基本

1. 保育に必要な環境の構成要素

保育の環境は、物的環境・人的環境・自然や社会の事象から成り立っている。これらは、それぞれが互いに関連しあい、全体として保育の環境を構成している。保育者には、子どもにとって保育の場が日常的に慣れ親しんでいる家庭生活の場でもあることや、状況に応じて比較的柔軟に環境を変えられることなど、居宅訪問型保育のメリットを生かしながら、自らの保育の理念や目標に基づき、その家庭における保育環境を構成している様々な要素を把握・活用して保育を行うことが求められる。

このように、保育の基本的な考え方においては、子どもの主体性を尊重し、子どもが自ら周囲に関わって様々な体験を重ねる中で発達していくことが特に大切にされている。しかし、そうした子どもの経験を支える保育者の意図や周到な配慮・工夫といったものは、他者からは「見えにくい」面もある。そこで、保護者からの理解を得るために、保育者には、保育実践のための知識・技術・判断力に加えて、「保護者に説明する力」も専門性の一角として必要となる。

2. 保育環境の整備に関する留意点

よりよい保育環境を整えていくために、「子どもにとって望ましくないものを取り除く」「子どもの健やかで豊かな発達を支え促す」という2つの視点を持つことが必要となる。

前者は、危険なものや不衛生なもの、子どもにとってふさわしくないとと思われるものを、片付けたり子どもの見えないところや手の届かないところに移したりするということであり、事故などのリスクをあらかじめ排除するということである。

後者は、一般的な発達の道筋についての理解をふまえた上で、一人一人の子どもの発達を見通しながら、その時・その子どもにとってもっともふさわしい環境をつくるということである。そこには保育者の保育観や子ども理解が自ずと現れてくるものであることを、認識しておきたいものである。

3. 子どもの発達を支える保育環境とは

子どもが心身ともに豊かに育まれる環境とは、どのようなものなのだろうか。この問いに決まった「正解」はなく、また到達点もない。居宅訪問型保育のそれぞれに指定された場所と時間の中で、どのような配慮が必要なのか、どのような工夫ができるのかといったことを保育者が常に意識し考えることが、保育の質の向上につながる。

一人一人の子どもの発達過程や興味・関心、一日の生活の流れなどをふまえながら、子どもが心を惹きつけられ、意欲を持って十分に個性や能力を発揮できる環境、遊びや活動に集中して取り組める環境（時間・空間も含む）、ほっとくつろぐことのできる環境（保育者との関係性も含む）を保障していくことを心掛けたい。

Ⅲ. 保育環境の整備

保護者への確認・提案

保育を開始する前に、事業者側の管理者やコーディネーター、そして保育者が、保育を行う場に直接出向き、保育の流れに沿って保育環境を点検・把握することが必要である。

保育を実際に開始した後も、状況に即して何らかの対応を行った場合には、その都度保護者に事後確認をとるようにする。これらは、記録をとり、関係する保育者間で情報を共有することが重要である。

保育中の遊び・活動場面（例：下記のポイント①～⑤）ごとの環境整備における保護者への確認事項と留意すべき点を、予め整理・把握しておくことが求められる。

- ☐ ポイント①屋内の遊び
- ☐ ポイント②外遊び
- ☐ ポイント③食事
- ☐ ポイント④睡眠・排泄
- ☐ ポイント⑤手洗い・シャワー・着替え

Ⅳ. 安全の確保

1. 安全で安心できる保育環境をつくるために

子どもの安全が保障され安心して過ごせる保育環境を整備することは、保育者の最も基本的な役割のひとつである。保育環境の安全性を保障するためには、災害や子どもがあいやすい事故のリスクを軽減する必要がある。

子どものあいやすい事故は、その多くが子どもの発達と密接に関連している。したがって、子どもの発達過程やそれぞれの時期の認知・身体・運動面の特徴などを十分に理解しておくことによって、事故を未然に防ぐための配慮や工夫をすることができる。

2. リスクをなくす・減らすための対応

保育を始める際には、危険物や子どもに触ってほしくないものが出ていないか、あるいは床などに落ちていないか確認し、見つけた場合には子どもが近づけない、使えないように手の届かない場所や目につかない場所に移す。

3. 室内がちらかっているとき

掃除や整理整頓は保育者の業務ではないが、子どもにとって安全で衛生的な場所で保育を行うための準備（環境設定）は業務の範囲内として捉えられる。

4. 安全性を確保するために

保育を行う場所の中で特に事故等のおきやすいと思われる場所や環境をあらかじめ把握

し、必要に応じて対策をたてておくことが重要である。さらに、緊急時の対応については、避難経路や避難場所、緊急連絡先や連絡手段などを保護者と確認しておくことが必要である。外出時についても、何かあった場合の対応はあらかじめ想定しておくこと。

5. 衛生管理

空調等の機器の使い方、窓の開閉の仕方は家庭によって異なる場合も多いので、保育を始める前に保護者に確認しておく。玩具等の洗浄や消毒は、基本的には家庭で保護者が行うが、必要と判断した場合には、子どもが寝ているときなど、保育者が手の空いている時間に行う。

V. 留意事項

1. 保育者の持ち物
2. その他 あらかじめ対応を確認しておきたいこと
3. 必要な備品のリスト

まとめ 環境のチェックポイント

居宅訪問型保育では、保育者が事前に環境整備を行える範囲がごく限られており、保育環境を整える際には保護者との連携が特に重要となる。大切なことは、定期的に保育環境のチェックを行い、実際に保育を行う中で気がついたことなどをもとに、改善が必要ではないか、工夫の余地はないか、多様な観点から見直しを重ねてよりよい環境づくりを目指していくことである。

子ども・保護者・保育者自身のそれぞれの立場から見た保育環境のチェックを行う際の主な観点を以下の表にまとめる。

表1：保育環境を確認・見直す際のポイント

子どもの立場から	安全性・快適性・発達の過程にふさわしいかどうか・楽しさ・明るさ・わかりやすさ・清潔など
保護者の立場から	安心感・信頼感・わかりやすさなど
保育者の立場から	作業のしやすさ・機能性・効率性・衛生管理や安全管理のしやすさなど

<指導上の留意点>

保育所保育指針に沿いながら、必要な保育環境を整備することになるが、個人の居宅での保育となるため、保護者への確認、保護者との連携がかなり重要になる。そのため、受講者には子どもの保育環境整備の基本を伝えるとともに、事前打ち合わせ等での確認事項とその内容等を具体的に伝える必要がある。

<到達目標>

- 保育環境の整備の基本が理解できましたか。
- 保育環境の整備をする上で、保護者への確認や連携の必要性、具体的な確認事項とその内容を把握できましたか。

<科目>	⑩ 居宅訪問型保育の運営	講義 60 分
<目的>		
①居宅訪問型保育者の職務について理解する。 ②情報提供の方法、受託前の利用者との面接、記録や報告の管理などについて学ぶ。 ③事業者及びコーディネーター等との連携について理解する ④児童の居宅で保育を行う居宅訪問型保育者の姿勢について理解する。		
<内容>		
○用語の定義 I. 居宅訪問型保育事業の業務の流れ 1. 保育認定と認可事業者 （1）利用者 （2）事業者 2. 居宅訪問型保育のおおまかな業務の流れ （1）事業者のチーム体制 ①管理者 ②コーディネーター ③居宅訪問型保育者 （2）居宅訪問型保育事業の大まかな業務の流れ ①利用（希望者）の決定 ②利用者と事業者の面談 ③保育開始前の準備 ④保育の計画の立案、実施 ⑤記録・報告 ⑥定期的な計画の見直し II. 事業者・コーディネーターへの連絡、チームワーク 1. 事業者の役割 （1）居宅訪問型保育事業の使命と社会的責任 （2）業務基準の明確化と地域社会への説明責任 （3）マニュアル類の整備 （4）保育者の労務管理		

2. 保育の質の向上のための連携施設、地域資源、関係機関との交流及び連携

3. 連携施設を含めた情報の共有、カンファレンス

Ⅲ. 居宅訪問型保育者のマナー

(1) 居宅訪問型保育者の基本姿勢

(2) 居宅訪問型保育者のマナー

①もちもの

②身だしなみ

③話し方

④態度

⑤衛生面へのより細かな配慮

居宅訪問型保育の運営 指導書

<目的>

- ①居宅訪問型保育の業務の流れについて理解する
- ②情報提供の方法、受託前の利用者との面談、記録や報告の管理などについて学ぶ
- ③事業者及びコーディネーターとの連携について学ぶ
- ④児童の居宅で保育を行う居宅訪問型保育者の姿勢について理解する

<ねらいやポイント>

居宅訪問型保育事業は、従来の私的契約であるベビーシッター事業とは異なり、市区町村の条例に基づいた認可事業であることを理解した上で、業務の流れに沿って運営上の留意点や事業者の組織や各役割について理解を深める。

<内容>

用語の定義：最初に、本講義の中で使用する用語について確認する。

「事業者」とは、居宅訪問型保育の認可事業者を指す。

「事業」とは、居宅訪問型保育の利用者1名に対して1事業と言う。

「事業所」とは、居宅訪問型保育を実施する場所である、子どもの居宅を指す。

「管理者」とは、事業者に属する者で、居宅訪問型保育の1事業の管理責任者である。

事業者や事業の規模に応じて、事業者の代表者が兼ねる場合や、管理者が複数の事業を担当することもあり得る。

「コーディネーター」とは、事業者における、利用者や行政、関連機関との窓口を言う。

「居宅訪問型保育者」とは、居宅訪問型保育に従事する保育者のことを言う。1事業あたり5名程度の複数の居宅訪問型保育者が必要と考えられる。

I. 居宅訪問型保育の業務の流れ

1. 保育認定と認可事業者

居宅訪問型保育事業は市区町村による認可事業であることから、利用者ならびに事業者のいずれも、各自治体が定めた条例に基づいた手続きが必要である。

- (1) 利用者 保育を必要とする認定
- (2) 事業者 市町村の認可、確認

2. 居宅訪問型保育の大まかな業務の流れ

居宅訪問型保育事業の運営にあたり、事業者はチーム（組織）体制を整備の必要性があることを伝える。その上で居宅訪問型保育事業の大まかな業務の流れにそって、それぞれの段階における業務内容や役割について伝える。

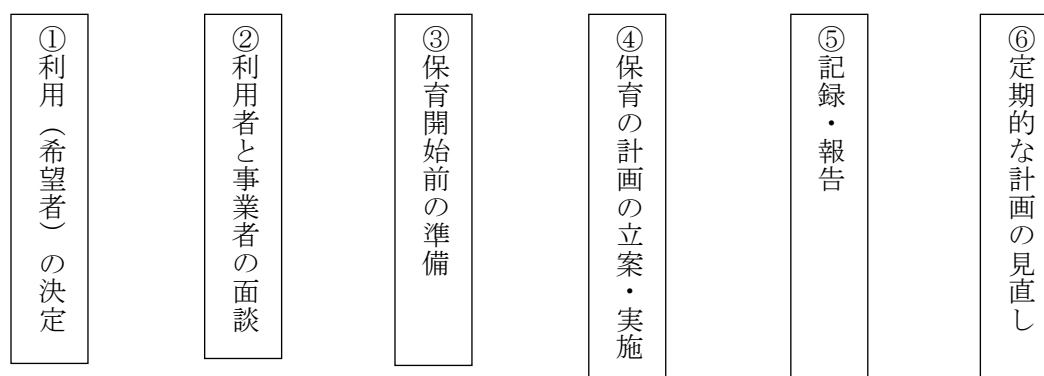
(1) 事業者のチーム体制

事業者内にチームを設け、保育計画の立案、保育の報告、各メンバー間の情報共有・連携を図り、事業者全体で保育の質の維持向上に努める必要性があることを学ぶ。各メンバーの主たる役割について伝える。

- | | |
|-----------|--|
| ①管理者 | ・ 事業の運営管理全般の責任者
・ 保育者等に対する保育の助言等を行う |
| ②コーディネーター | ・ 利用者の窓口としての役割
・ 保育者のシフト作成や勤務管理を含めた、保育者との窓口 |
| ③居宅訪問型保育者 | ・ 1 事業あたり 5 名程度の複数の居宅訪問型保育者が必要である。
・ 保護者や事業者に対して保育や業務の報告をしなくてはならない。 |

(2) 居宅訪問型保育事業の大まかな業務の流れ

居宅訪問型保育事業の大まかな業務の流れを学ぶ



①利用（希望）者が決まったら

利用者が、自治体の担当者や保育コンシェルジュ等から、居宅訪問型保育事業の概要説明や利用者の紹介を受ける際に、事業の概要や留意点について理解できる資料を提供する。

②利用者と事業者の面談

居宅訪問型保育事業を責任もって遂行するために、利用上の留意点の説明を行ったり、保護者から子どもや家庭の状況、利用の方法など、必要な情報について収集・確認を行うことや、慣らし保育など具体的な利用手順などの確認の必要性を理解する。

③保育開始前の準備

連携施設を設けなくてはならない場合には、子どもの状況に応じて、事前に実習や見学をさせてもらうなど、子どもの状態について理解を深め、適切な対応が図れるようにすることを伝える。

④保育の計画の立案、実施

事業者の保育理念や方針などを事業者内チームメンバー（管理者、コーディネーター、複数の居宅訪問型保育者）全員が共通理解をする必要性について確認する。

保育の計画の立案にあたっては、子どもの月齢や年齢、発達、個別性、家族や家庭の状況などを反映する他、連携施設や関係機関等など専門家からの情報や意見も取り入れて一人ひとりの子どもに応じること、また子どもの居宅における保育という点で、保護者の意向（家庭のルールなど）に対する配慮についても説明する。

⑤記録・報告

居宅訪問型保育事業における毎日の報告の種類や留意点を学ぶ

⑥定期的な計画の見直し

定期的に事業者内のチームメンバー（管理者、コーディネーター、複数の居宅訪問型保育者等）間で会議を持ち、保育記録を基に保育内容の見直しを行わなくてはならないことを確認する。また連携施設、自治体の担当者や保育の支援者なども交えたカンファレンスを持つことへの期待についても触れる。

Ⅱ 事業者の役割とチームワーク

1. 事業者の役割

（１）居宅訪問型保育事業の使命と社会的責任

居宅訪問型保育事業の一番の使命は、子どもを安全に預かることであり、事業者並びに職員全員が責任をもって事業に臨むことの必要性を確認する。

（２）業務基準の明確化と地域社会への説明責任

居宅訪問型保育事業の独自の規定や留意点等は案内書などに明記して、利用者や地域社会に対して居宅訪問型保育事業や保育内容に対する理解を深める。

- ・ 保護者が在宅の場合の保育の直接業務は行わない
- ・ 連携施設等への送迎にかかわる費用や保育者の通勤交通費は、利用者個人の負担となる。
- ・ 子どもの居宅での保育業務になることから、水光熱費や保育教材費、備品なども利用者負担となる。
- ・ 延長保育やその他の費用の支払い期日や方法は、保護者と事業者が直接契約によって定める。

（３）マニュアル類の整備

安全な保育の提供や、保育方法や質の均一化を図るために、マニュアル類を用意し、居宅訪問型保育者の共通理解を図り、等しく運用を図る大切さについて学ぶ。個々の子どもにより内容が異なる事項もあるので、事業ごとに作成する必要があることを学ぶ。一例を挙げる。

①運営に関する内容

②事故等の予防、発生時の緊急時対応方法、発生後の対応

③個人情報保護やプライバシーの保護など

④子ども虐待の防止や発見時の対応

（４）保育者の労務管理

採用時、採用後の研修、健康管理、勤務管理、メンタルヘルス、その他一般的な人事管理について伝える。居宅訪問型保育事業が、休憩時間の自由利用除外であることに触れつつも、労務管理として事業者が配慮すべきであることを理解する。

２．保育の質の向上のための連携施設、地域資源、関係機関等との交流及び連携

自治体内、居宅訪問型事業者、設置義務のある連携施設（障害関係施設、慢性疾患等医療機関等）のほか、設置義務がない場合でも、保育所や児童館などの地域資源と連携することの大切さを伝える。

３．連携施設を含めた情報の共有、カンファレンス

保育者が子どもの居宅で、とりわけ対応が難しい障害や慢性疾患のある子どもを１対１で保育するにあたっては、実施事業者、関係機関、自治体が連携し、保育の安全確保や保育の質を担保していくことが必要であること、個々の子どもの状況に応じた連携施設（障害児施設、医療機関等）の専門的サポートが不可欠なため、ケースカンファレンスは極めて重要であることの理解を深める。

Ⅲ．居宅訪問型保育者のマナー

具体的な居宅訪問型保育者のマナーや行動の基本的な留意点については、職場内研修等で伝えていく必要がある。

（１）居宅訪問型保育者としての基本姿勢

（２）居宅訪問型保育者のマナー

- | | | |
|-------|---------------|------|
| ①もちもの | ②身だしなみ | ③話し方 |
| ④態度 | ⑤衛生面へのより細かな配慮 | |

<指導上の留意点>

居宅訪問型保育事業の全体的なイメージをつかめるようにする。

おおまかな業務の流れを把握した上、事業者内のチーム体制、それぞれの役割や、事業社内外との連携の必要性について理解を深める。

<到達目標>

○宅訪問型保育事業の運営の流れについて、おおよその理解ができましたか？

○あなた自身の立場が、どの場面で、どのような役割を担うのかをおおむね理解できましたか？

<科目>	⑪ 安全の確保とリスクマネジメント	講義 60 分
<目的>		
①保育環境上起こりうる危険について学び、事故を未然に防ぐための予防策や安全確保の留意点について理解する。		
②万一事故が起こった場合の対応や報告について理解する。		
<内容>		
I. 子どもの事故		
1. 子どもに多い事故とは		
II. 子どもの事故の予防、保育上の留意点		
1. 居宅訪問型保育における安全の確保		
2. 居宅訪問型保育における事故予防		
(1) 家庭内での留意点		
(2) 屋外での留意点		
(3) 安全チェックリスト		
3. 居宅訪問型保育の特徴から見た保育中の安全管理と配慮事項		
(1) 保育者の初期対応と配慮事項		
(2) 子どもの居宅で行う保育環境の整備と安全管理		
(3) 安全管理上必要な情報の共有と確実な保育の引継ぎ		
(4) プライバシーの保護と守秘義務		
(5) 留守宅での配慮事項		
(6) 物品を破損した場合の対応		
(7) 安全管理上のマニュアルの整備とマニュアルに基づいた対応		
4. 送迎、外出時における留意点		
(1) 送迎・外出時の注意点		
(2) 交通機関を利用する場合		
5. 夜間、泊りににおける留意点		

Ⅲ. 緊急時の連絡・対策・対応

1. 緊急時の連絡・対策・対応
2. 子どもの体調の急変やケガの時の対応
3. 非常災害時における対応

Ⅳ. リスクマネジメントと賠償責任

1. リスクマネジメントとは
2. 保育中の事故と賠償責任

安全の確保とリスクマネジメント 指導書

<目的>

1. 保育環境上起こりうる危険について学び、事故を未然に防ぐための予防策や安全確保の留意点について理解する。
2. 万一事故が起こった場合の対応や報告について理解する。

<ねらいやポイント>

子どもの発達と事故の関係性を理解し、居宅訪問型保育において起こりうる危険を踏まえ、必要な予防策が立てられるよう伝えていく。また、緊急時の具体的な対応方法を伝えていく。

I. 子どもの事故

1. 子どもに多い事故とは

子どもの事故が発達と密接に関係していることを踏まえ、不慮の事故が低年齢児の死因の上位であることを認識するとともに、低年齢児に多い家庭内や屋外での事故の内容について理解する。また、事故の多くは防げること、予防のためには子どもの発達に合わせた安全管理が必要なことを学ぶ。

II. 子どもの事故の予防、保育上の留意点

1. 居宅訪問型保育における安全の確保

居宅訪問型保育における安全の確保のためには、保育環境上起こりうる危険を、子ども、保育者、保育環境の三つの側面から危険因子を捉え、それぞれが及ぼす影響について理解する。

2. 居宅訪問型保育における事故予防

居宅訪問型保育の保育環境は家族が暮らす家であるため、家庭内で起こりうる事故を想定し、事前の保護者との面談等で確認する必要性や、具体的な事故予防については保護者とともに行うことを理解する。

(1) 家庭内での留意点

事故の種類から見た家庭内での留意点について学ぶ。

- ◆転倒・転落
- ◆誤飲
- ◆窒息
- ◆熱傷
- ◆溺水

(2) 屋外での留意点

屋外での状況を想定して留意点を学ぶ。

◆道路

◆公園

◆ベビーカー・三輪車などの乗り物

(3) 安全チェックリスト

居宅訪問型保育の保育環境である、家庭内や屋外でのさまざまな保育場面を想定し、事故予防のための留意点について学ぶ。また、安全チェックリストを使用した、年齢別事故予防のための具体的な対策や、環境整備について理解する。

＊年齢別安全チェックリスト

3. 居宅訪問型保育の特徴から見た保育中の安全管理と配慮事項

(1) 保育者の初期対応と配慮事項

居宅訪問型保育はチームで行われる保育であっても、保育現場では保育者が1人で子どもを保育する特徴を踏まえ、子どもの体調不良やけが、災害などの緊急時に求められる初期対応と、マニュアルの整備や、常日頃から場面を想定した訓練、応急手当等を学ぶことの必要性について理解する。

また、緊急時の保護者・管理者への連絡や、保育者の急な体調不良やけがの場合など、の安全管理上の対策について学ぶ。

(2) 子どもの居宅で行う保育環境の整備と安全管理

保育の場が家族の生活の場であることを踏まえ、保護者と連携して行う安全管理上の注意事項について学ぶ。日常の保育環境の点検、保育用品の管理や点検の必要性について理解する。

(3) 安全管理上必要な情報の共有と確実な保育の引継ぎ

安全管理上、保護者・管理者・保育者（交代要員）との確実な保育の引継ぎと情報の共有の必要性について理解する。

(4) プライバシーの保護と守秘義務

(5) 留守宅での配慮事項

急な来客など予定にない訪問者への対応や、子どもの開錠など安全配慮上の注意について学ぶ。

(6) 物品を破損した場合の対応

使用する設備や保育用品は、保護者宅のものを使用するため、破損した場合の対応について学ぶ。

(7) 安全管理上のマニュアルの整備とマニュアルに基づいた対応

緊急時における対策、対応方法について、マニュアルの整備や居宅訪問保育における個々の居宅の状況に合わせた避難訓練など日頃からの安全対策について理解する。

4. 送迎、外出時における留意点

(1) 送迎・外出時の留意点

送迎、外出時における保育上の留意点について学ぶ。安全面に配慮する点や事前の確認事項、交通機関を利用する際の注意事項について学ぶ。

(2) 交通機関を利用する場合

様々な交通機関による異なる留意点を学ぶ。

＊「さまざまな家庭訪問保育」を参照

5. 夜間、泊りに関する留意点

夜間、泊りに関する保育は、保育中であるとの認識を踏まえ、常に安全対策を怠らず行動することの重要性を理解する。乳幼児突然死症候群への予防策や、夜間の安全対策についても学ぶ。

Ⅲ. 緊急時の連絡・対策・対応

1. 緊急時の連絡・対策・対応

居宅訪問型保育における緊急時を想定し、保護者や管理者、事業者との連絡先や具体的な連絡方法、緊急時の対策、個々の家庭の状況に合わせた対応方法について学ぶ。

また、事故が起きた場合の報告や記録の重要性を踏まえつつ、特に居宅訪問型保育における保育中の記録は、保育者が一人であることから客観的な情報として重要な意味を持つことを理解する。

2. 子どもの体調の急変やケガの時の対応

子どもの体調不良や事故によるケガなど、症状の程度と状況により、必要な対応方法を学ぶ。特に、外出先での緊急時の対応について、第三者の助力を得る必要性や、具体的な対応方法について理解する。

＊緊急時の対応例参照

3. 非常災害時における対応

火事や地震などの非常災害時における子どもと保育者の安全の確保と、緊急時の避難、連絡など、保育者に求められる対応について学ぶ。特に居宅という環境での避難の仕方や配慮事項、外出先での避難について理解を深める。

IV. リスクマネジメントと賠償責任

1. リスクマネジメントとは

リスクマネジメントとは何か、またどのような対策が求められるのか理解する。

2. 保育中の事故と賠償責任

保育中の事故とそれに対応する賠償責任保険とは何か理解する。

<指導上の留意点>

1. 居宅訪問型保育における安全管理について保育の特徴を踏まえて講義を進める。

特に、事故予防については、保育環境をイメージしやすいよう、視覚的な資料などを使用したり、一般的な家庭の事故事例を上げつつ講義を進める。

2. 送迎や、夜間などの保育上の留意点は、受講生が理解しやすいよう具体的な保育の流れを踏まえながら説明する。

3. 緊急時の初期対応は保育者が一人で行うことを踏まえて、優先順位を考えられるよう講義する。

<到達目標>

○居宅訪問型保育における具体的な事故予防のポイントについて理解できましたか？

○居宅訪問型保育の特徴を踏まえ、安全管理を行う上で日常の保育における配慮事項について理解できましたか？

<科目> ⑫ 居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項	講義・演習 90 分
<目的> ①居宅訪問型保育者としての基本姿勢(保育マインド、プライバシーの保護と 守秘義務(個人情報の保護)、自己研鑽)について理解する。 ②居宅訪問型保育者の自己管理について理解する。 ③地域住民との関係づくりについて理解する。 ④保育所や様々な保育関係者関係づくり、行政との関係などについて理解する。	
<内容> I. 居宅訪問型保育者としての基本姿勢と職業倫理 1. 居宅訪問型保育者の役割 (1)居宅訪問型保育者の役割 (2)集団保育と個別保育の相違 2. 居宅訪問型保育者としての基本姿勢 (1)保育マインド (2)子どもの最善の利益を考慮する保育 ①子どもの人権と子どもの最善の利益の考慮 ②子どもの最善の利益を考慮する4段階 (3)居宅訪問型保育者の職務とマナー ①居宅訪問型保育者の職務 ②居宅訪問型保育者としてのマナー 3. 居宅訪問型保育者としての職業倫理 (1)保育者に求められる専門性と人間性 (2)倫理観に基づく保育の実践 (3)全国保育士会倫理綱領に学ぶ II. 自己管理、自己評価、第三者評価 1. 自己管理 2. 自己評価、第三者評価 (1)自己評価、自己研鑽の意義 (2)自己評価の方法 (3)第三者評価	

Ⅲ. 地域や保育所等との関係

1. 居宅訪問型保育における地域連携
 - (1) 居宅訪問型保育における地域連携の意義
 - (2) 地域住民との関係
 - (3) 保育所、関係機関との連携
2. 居宅訪問型保育者と連携施設との協働

Ⅳ. 行政との関係

1. 居宅訪問型保育等に関わる制度の理解
2. 基礎自治体との連携、協力

Ⅴ. 演習 (30 分程度)

居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項 指導書

<目的>

- ①居宅訪問型保育者としての基本姿勢(保育マインド、プライバシーの保護と守秘義務(個人情報の保護)、自己研鑽)について理解する。
- ②居宅訪問型保育者の自己管理について理解する。
- ③地域住民との関係づくりについて理解する。
- ④保育所や様々な保育関係者関係づくり、行政との関係などについて理解する。

<ねらいやポイント>

保育者の専門性(知識、技術、判断、倫理)を十分に踏まえつつ、施設型保育とは異なる居宅訪問型保育者の特徴や役割を深く認識し、居宅における保育の基本姿勢や職業倫理を身につける意義とその重要性を自覚できるように伝えていく。

I. 居宅訪問型保育者としての基本姿勢と職業倫理

1. 居宅訪問型保育者の役割

(1) 居宅訪問型保育者の役割

居宅保育型、訪問型保育を担う家庭的保育者の専門性やその役割は、保育士のそれを基盤としつつ、法令や通知で定められている「家庭的保育者」「居宅訪問型保育者」の定義を踏まえ、その役割を常に確認して職業倫理意識を高める。

(2) 集団保育と個別保育の相違

保育所保育指針に示されているような事項を十分に理解し、倫理観に裏付けられた保育を行うとともに、子どもの居宅で家庭的な環境のもと、1対1で行う保育の特徴(密室保育etc)を認識して、さらなる倫理観を身につける。も必要とする。

2. 居宅訪問型保育者としての基本姿勢

(1) 保育マインド

保育マインドの定義や主旨を学ぶ

(2) 子どもの最善の利益を考慮する保育

子どもの最善の利益の定義、意義を学ぶ

①子どもの人権と子どもの最善の利益の考慮

子どもの最善の利益を考慮する上で、子どもの人権の特質と権利保障の方向性を、受動的権利、能動的権利の両面から理解、認識し、常に、次のことに思いを致して保育をすすめる。

- a. 親、保護者、保育者の利益、ニーズ・欲求が満たされ、子どものそれが軽視されている状況がないか。
- b. 子どもをひとりの人間として尊重し、人間の尊厳を重んじる心や行為をおろそかにしていないか。

②子どもの最善の利益を考慮する4段階

(3) 居宅訪問型保育者の職務とマナー

①居宅訪問型保育者の職務

居宅訪問型保育が営まれる場は社会的、公的な場ではなく、基本的にプライバシーの世界に關与する場であること、保育者としての専門的知識、技術とともに、居宅における保育の特徴を踏まえた職業倫理的配慮が格段に必要となってくることを学ぶ。

②居宅訪問型保育者としてのマナー

子どもの居宅で、そして地域社会の中で営まれる保育は、保護者とのあるいは地域の方々との関わりの中で、社会人としての身だしなみや、あいさつ、話し方や態度・雰囲気、より重要な意味を持つことを学ぶ。

3. 居宅訪問型保育者としての職業倫理

(1) 保育者に求められる専門性と人間性

保育所保育指針第1章総則－2保育所の役割－(4)が示す保育士の役割を十分に理解し、とくに「倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行う」ことの意義を踏まえて、自らの専門性を維持・向上させる重要性を学ぶ。

倫理観は、深く人間性と感性に関わっている。保育マインド、カウンセリングマインドを十分に踏まえて子ども、保護者と関わる意義を認識する。

(2) 倫理観に基づく保育の実践

子ども・子育て支援法その他政令等、地方自治体の条例その他の規定には、倫理観に基づく保育の実践に関する事業者や保育者の義務規定が多く明記されている。それらを学び、実践に結びつける。

(3) 全国保育士会倫理綱領に学ぶ

全国保育士会倫理綱領前文及び第1条～第8条

Ⅱ. 自己管理、自己評価、第三者評価

1. 自己管理

居宅訪問型保育者が高い職業倫理をもってその業務に当たるために、常に自己管理に努めることが望まれること、とくに①心身の健康、②保育者としての自己点検、③子ども、保護者との受容的・積極的にかかわり、④事業者、スーパーバイザー、連記施設等との協働が重要であることを学ぶ

2. 自己評価、第三者評価

(1) 自己評価、自己研鑽の意義

居宅訪問型保育の運営基準では、『本事業者は、自ら行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。』とされており、自己評価を継続的に実施するために、管

理者、指導者、事業担当チームの保育者との定期的な面接や報告を通して省察と自己評価を重ねる必要性を学ぶ。

(2) 自己評価の方法

(3) 第三者評価

居宅訪問型保育の運営基準では、『本事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。』とされており、保育所に関する第三者評価等を参考にして、管理者、指導者、事業担当チームの保育者と協働して第三者評価を受ける必要性を学ぶ。

Ⅲ. 地域や保育所等との関係

1. 居宅訪問型保育における地域連携

(1) 居宅訪問型保育における地域連携の意義

日々の保育を通じて子どもの生活の連続性、発達の連続性が重視され、地域社会との連携は非常に重要であることを学ぶ。

(2) 地域住民との関係

居宅訪問型保育では、子ども、保護者と密接な関係にある地域住民との様々な関わりが保育に影響を及ぼす。子どもがよく馴染んでいる遊園・公園や商店や住民等との関わりが重要であることを学ぶ。

(3) 保育所、関係機関との連携

地域に所在する保育所等の保育施設や保育サービスの関係者との交流の機会、病院・クリニック、保健センター、関係施設や児童相談所等との連携・協力の重要性を学ぶ。

2. 居宅訪問型保育者と連携施設との協働

居宅訪問型保育においては、保育を必要とする乳幼児で集団保育が難しい傷害や疾病のみられる子どもの保育が非常に重要であること、その際には障害児のための入所施設や支援センター等の連携施設との連携、協働が欠かせないことを学ぶ。

Ⅳ. 行政との関係

1. 居宅訪問型保育等に関わる制度の理解

保育者としての専門性の一つとして、制度や行政との関わり方に熟知していることが求められ、とくに居宅訪問型保育や地域子ども・子育て支援事業が、公的仕組みの下で展開されていることを深く認識する。

2. 基礎自治体との連携、協力

これらの事業が、基礎自治体である市区町村が実施主体であり、常に自治体との連携、協力の下ですすめることが重要であることを学ぶ。

Ⅴ. 演習

この講義で学んだことを深めるために、グループに分かれて演習を行う。

一例として、以下のような方法が考えられる。

<居宅訪問型保育者の定義づくり>

KJ法を応用して、演習を行なう。居宅訪問型保育者の役割を検討しながら、居宅訪問型保育者の定義をグループで作る。

準備： グループ分け 5～6名程度

それ以上になる場合は配布する付箋の数を1人2枚とします。

模造紙(半分の大きさのものを各グループ1枚)

付箋(7.5センチ×2.5センチ) 1人3枚

太字カラーマジック

役割分担(司会、発表者)

進め方：

1. 「居宅訪問型保育者とは？」について、思うことを付箋に1人3枚書く。

2. 全員が書き上がったら、1人1枚ずつ読み上げて、発表する。

付箋は模造紙の上に貼る。

「居宅訪問型保育者とは○○○な人である。」

3. 全員の発表が終わったら、同じような内容をグループ分け(島)して、マーカーで囲み、そのグループの内容を要約する名前をつける。

4. 各グループにつけた名前をつなぎながら、一つの文章(定義)にまとめる。

「居宅訪問型保育者とは、○○○で、△△△で、◇◇◇な人である。」

定義を模造紙の上に書きます。

5. 模造紙を見せながら、グループごとに定義を発表します。

<参考> 「家庭的保育の基本と実践 第2版 家庭的保育
基礎研修テキスト」(福村出版 2015)

<指導上の留意点>

保育の実際については、他の科目でふれることが多いので、この科目では、以下の二点に留意して講義や演習をすすめるのが望ましい。

1 法令等が定める職業倫理に関係する規定を十分に踏まえておくこと(子ども・子育て支援法第45条第4、5、6項、同法第46条第1項、2項及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第5条、同基準第8条、同基準第20条第1、2項、同基準第21条第1、2項、同基準第26条)。

2 居宅訪問型保育者の基本姿勢と職業倫理に関しては、重要な理念、考え方、事例などを種々採り入れて、受講生とともに考えながらすすめていくこと。

<到達目標>

○施設型保育とは異なる居宅訪問型保育者の特徴や役割を深く理解し、職業倫理を身につけることの意義について認識できましたか？

○一時的な(スポット)保育とは異なる公的な仕組みに基づく居宅訪問型保育、地域子ども・子育て支援事業の訪問型事業に関わる保育者としての姿勢を身につけることができそうですか？

<科目>	⑬ 居宅訪問型保育における保護者への対応	講義・演習 90分
<目的>	①保護者と協力して子どもの発達を支えるとともに、保護者の子育てを支援する役割についての意義を学び、このために必要な知識と技術について理解する。 ②家族との関わりにおける配慮等について理解する。 ③保護者への対応において、保護者との信頼関係づくりや保護者への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、事例検討などを通して考え、理解する。	
<内容>	I. 居宅訪問型保育における保護者支援の必要性 1. 保護者支援の意義と必要性 (1) 子育て支援の必要性 (2) 保育者のソーシャルワーク的機能を活かした子育て支援 2. 保育所保育指針に基づいた保護者支援 3. 居宅訪問型保育における保護者支援の基本 (1) 子どもの最善の利益」を目指す保護者支援 (2) 保護者の養育力を高める保護者支援 (3) 地域の関係機関、連携施設、自治体との連携で行われる保護者支援 4. 居宅訪問型保育における保護者支援の特性 (1) 子どもの居宅において保育をする意義 (2) 保護者への子育て支援効果 II. さまざまな家庭における家族との関わり方 1. 信頼関係に基づく保護者支援 (1) 家庭の状況の的確な把握 (2) 記録・報告・連絡による情報の伝達・共有 (3) 信頼関係を築くための基本 (4) 保護者との適切な距離に基づく支援 (5) 保護者と子どもが安定した関係を築くための支援 (6) 保護者から不適切な言動や業務範囲を超えた要望への対応 2. 個人情報、プライバシーの保護 (1) 個人情報の保護 (2) 保護者や子どものプライバシーの保護	

3. さまざまな家庭における保護者支援

(1) 社会的理由により居宅訪問型保育を必要とする家庭の支援の必要性

- a ひとり親家庭で夜間の勤務がある場合等
- b 以下の社会的理由により居宅訪問型保育を必要とする場合
 - 待機児童、保育所の閉鎖により保育の提供が必要な場合
 - 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業などの確保が困難な場合
- c 社会的理由により居宅訪問型保育を必要とする保護者の支援

(2) 子どもの障害や慢性疾患により居宅訪問型保育を必要とする家庭

- a 保護者の抱える問題と支援の必要性
- b 保護者の支援

Ⅲ. 居宅訪問型保育における子育てアドバイス

1. 相談・助言の原則

- (1) 傾聴・受容・共感的理解
- (2) 利用者・相談者のありのままの感情表出の促進
- (3) 自らの感情のコントロール
- (4) ひとり一人の個別性の尊重
- (5) 非審判的態度
- (6) 利用者の自己決定の尊重

2. 子育てアドバイスの留意点

- (1) 保護者から相談があった場合
- (2) 保育者が問題に気づき、アドバイスを行う場合

Ⅳ. 保護者への対応 ～事例を通して考える～ (演習 30分程度)

居宅訪問型保育における保護者への対応 指導書

<目的>

- ① 保護者と協力して子どもの発達を支えるとともに、保護者の子育てを支援する役割についての意義を学び、このために必要な知識と技術について理解する。
- ② 家族との関わりにおける配慮等について理解する。
- ③ 保護者への対応において、保護者との信頼関係づくりや保護者への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、事例検討などを通して考え、理解する。

<ねらいやポイント>

居宅訪問型保育は個々の家庭が必要とする子育て支援が可能である。また、子どもの居宅で保育が行われるため、保護者との信頼関係を基盤とした協力や連携が重要である。保護者との関わり方の基本を学ぶとともに、事例検討を通して、理解を深める。

<内容>

I. 居宅訪問型保育における保護者支援の必要性

1. 保護者支援の意義と必要性

(1) 子育て支援の必要性

最近の子育てに関する事例を具体的に挙げて受講者の理解を深めるようにする。

(2) 保育者のソーシャルワーク的機能を活かした子育て支援

保育者がソーシャルワーク的な関わり方を通じて保護者の子育て支援を行うことは、保護者の養育力を高め、保護者と子どもの関係性を深めるために重要な役割を持つ。

2. 保育所保育指針に基づいた保護者支援

3. 居宅訪問型保育における保護者支援の基本

居宅訪問型保育の保護者支援は「子どもの最善の利益」「養育力を高める」という子どもの福祉を目的として行われるものであることを押さえる。

(1) 「子どもの最善の利益」を目指す保護者支援

保育者は保護者の要望や気持ちをまずはありのままに受け止め、保護者が「子どもの最善の利益」を考慮できるように支援することが必要である。

(2) 保護者の養育力を高める保護者支援

居宅訪問型保育における保護者支援は、保護者と子どもの関係性を高め、保護者の養育力を高めることを目標とする。保護者が子育てを喜びに感じることでそのものが養育力の向上につながる。

(3) 地域の関係機関、連携施設、自治体との連携で行われる保護者支援

保護者が地域から孤立することなく子どもの養育を行えるように、地域の子育て支援の資源を積極的に活用した保護者支援を行うことが必要である。居宅訪問型保育では地域の関係機関等と共に保護者支援を行うことや、地域の中での保護者支援であることを伝える。

4. 居宅訪問型保育における保護者支援の特性

(1) 子どもの居宅において保育をする意義

家庭で行われる保育の利点は、家庭生活に第三者が関与することにある。質の高い保育が行われたとき、訪問型保育の効果は、保護者の要望する保育以上の効果がもたらされる。

(2) 保護者への子育て支援効果

訪問型保育の保護者の子育て支援効果として、「子育てのストレスを軽減できる」「子どもの立場に立って子どもの成長発達をみてもらえる」「保護者は子育ての相談にのってもらえる」「保育者の助言により、子どもの行動や気持ちへの理解を深めることができる」「保護者は子育ての仕方を具体的に学ぶことができる」などがあげられた。

従来の訪問型保育の意義や子育て支援効果は、居宅訪問型保育でも同様な意義や効果を持つことを伝える。また、施設型保育における子育て支援と比較しながら、訪問型保育特有の子育て支援の特徴や効果について事例を交えながら伝える。

Ⅱ. さまざまな家庭における家族との関わり方

1. 信頼関係に基づく保護者支援

(1) 家庭の状況の的確な把握

- a 子どもに関する日々の情報の把握
- b 保護者の育児方針や価値観の理解

(2) 記録・報告・連絡による情報の伝達・共有

(3) 信頼関係を築くための基本

- a 第一印象をよくする
- b 保護者との信頼関係を深める話し方
 - ・聴き上手であること
 - ・保護者の要望や指示を理解していることを示すこと
 - ・保護者に対してふさわしい言葉遣いをする

(4) 保護者との適切な距離に基づく支援

(5) 保護者と子どもが安定した関係を築くための支援

(6) 保護者から不適切な言動や業務範囲を超えた要望への対応

2. 個人情報、プライバシーの保護

「個人情報」の定義を押さえたうえで、個人情報を取り扱う重みについての自覚を促す。

(1) 個人情報の保護

保育者は「個人情報」を取り扱う上で、保護者や子どもに関する基本情報の安全管理、漏えい、滅失、き損の防止、目的以外の情報利用をしないように留意する義務がある。

(2) 保護者や子どものプライバシーの保護

保育者は、「子どもの最善の利益」に反しないかぎり、家庭のプライバシーについて保護をする責任がある。ただし、虐待など「子どもの最善の利益」に反する場合は、迅速な対応を行う必要がある。

3. さまざまな家庭における保護者支援

具体例を交えながら、以下を解説する。

(1) 社会的理由により居宅訪問型保育を必要とする家庭

- a ひとり親家庭で夜間の勤務がある場合等
- b 以下の社会的理由により居宅訪問型保育を必要とする場合

○待機児童、保育所の閉鎖により保育の提供が必要な場合

○離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業などの確保が困難な場合

- c 社会的理由により居宅訪問型保育を必要とする保護者の支援

(2) 子どもの障害や慢性疾患等により居宅訪問型保育を必要とする家庭

- a 保護者の抱える問題と支援の必要性
- b 保護者の支援

Ⅲ. 居宅訪問型保育における子育てアドバイス

1. 相談・助言の原則

①傾聴・受容・共感的理解 ②利用者・相談者のありのままの感情表出の促進 ③自らの感情のコントロール ④ひとり一人の個別性の尊重 ⑤非審判的態度 ⑥利用者の自己決定の尊重 これらの原則を押さえる。

2. 子育てアドバイスの留意点

具体例を交えながら、アドバイスの方法について学ぶ。

(1) 保護者から相談があった場合

- a 保育実践を通じての援助
- b 保護者への相談援助

・保護者の話をよく聴く ・問題に対して共通理解を持つ ・保育者の立場として援助できることは何かを考える ・迷った時は即答や即断を避ける ・アドバイスの伝え方に配慮する

(2) 保育者が問題に気づき、アドバイスを行う場合

保護者と事業者及び保育者との信頼関係が築かれていること、子どもの最善の利益のためのアドバイスであること、保護者に問題を指摘し指導するのではなく、ともに問題解決に協力する姿勢を見せることなどが効果的なアドバイスに結びつく。

状況に応じて、自治体担当部署、地域の関係機関、連携施設などとの連携も必要になる。保護者と事業者及び保育者、地域が連携することで「子どもの最善の利益」を目指した養育と保育が可能になる。

Ⅳ. 保護者への対応について事例を通して考える (演習 30分程度)

事例をあげ、様々な方法で演習を行う。演習の方法を以下に例示する。

A 事例の問題点や保護者への関わり方、子どもへの関わり方等についてディスカッションを行う場合

①グループで事例について自由にディスカッションを行う。(20分程度)

②各グループの発表を行い、講師がコメントを付け加える。(10分程度)

B 「3. 居宅訪問型保育における子育てアドバイス」で学んだ原則、アドバイスの方法にそって、グループで話し合う。

①次の点を押さえ、ディスカッションを行う(20分程度)

a 保護者の立場や気持ちを受け入れ、理解する。

b 保護者にどのようにアドバイスをしたらよいかを考える。

②各グループでa, bにそって話し合った結果を発表し、講師が3.の原則等に照らし合わせながらコメントを付け加える。(10分程度)

C ロールプレイを行って、保護者の立場、保育者の立場を理解する

①「保護者」「保育者」役を決め、事例にそったロールプレイを行う。(10分程度)

②ロールプレイを行って気づいたことを行った側、見ていた側から発表。(10分程度)

③講師が3.の原則等に照らし合わせながらコメントを付け加える。(10分程度)

事例(例)

父親が単身赴任中のため、母親が一人で子育てをしています。母親の勤務時間は不規則で、帰宅時間も遅くなるため、子どもの生活リズムが乱れていることが大変気になっている、と言われました。母親は仕事と育児の両立に大変疲れている様子です。自立期になった2歳のAちゃんはひどいかんしゃくを起こしたり、保育者を困らせるような行動をしたりします。

<指導上の留意点>

全体に事例を多く用いて、保育者としてだけでなく、保護者の立場にたって、どんな思いがするかを考えてみる時間を作ることが効果的である。

一例を挙げると、2.さまざまな家庭における家族との関わり方(1)信頼関係に基づく保護者支援では、保護者の立場、保育者の立場からどんな思い(不安)が起こり得るか受講生の声を拾う。その不安を軽減するために何が必要かを考え、「情報」の取得と「信頼関係」の構築が不安を軽減することに必要であることを受講生が気づくようにする。また、「もし保護者だったら」「もし保育者だったら」と考えることが人間理解の基本「相手の立場に立って考える」につながることを伝える。

<到達目標>

○居宅訪問型保育の子育て支援の目指すものが理解できましたか。

○保護者との対応に必要な原則、関わり方で大切にすべき点は把握できましたか。

<科目>	⑭ 子ども虐待	講義 60 分
<目的>		
①子ども虐待に関する基本的事項について理解する。 ②保育における虐待の発見、対応の基礎について理解する。 ③居宅訪問型保育者が虐待など不適切な関わり方をしないための配慮すべき事柄について理解する		
<内容>		
I. 子ども虐待への関心の高まり II. 子ども虐待とは 1. 子ども虐待の定義 2. 被措置児童等虐待 III. 子ども虐待の実態 1. 子ども虐待相談の動向 2. 虐待による死亡 3. 虐待の起きやすい要因 IV. 虐待が子どもの育ちに及ぼす影響 1. 虐待を受けた子どもにみられる発達・思考・行動の特徴 ①身体的影響 ②知的発達面への影響 ③心理的影響 2. 虐待を受けた子どものその後 V. 子ども虐待の発見と通告 ー子ども虐待への支援ー 1. 子ども虐待への支援の基本的考え方 2. 児童福祉法に基づく子ども虐待相談の仕組み 3. 児童福祉法・児童虐待防止法における対応		

VI. 子ども虐待と居宅訪問型保育者

1. 子ども虐待を発見する目の養成
2. 子ども虐待が疑われる状況に直面した場合
3. 不適切な関わりを防ぐために

子ども虐待 指導書

<目的>

- ①子ども虐待に関する基本的事項について理解する。
- ②保育における虐待の発見、対応の基礎について理解する。
- ③居宅訪問型保育者が虐待など不適切な関わり方をしないための配慮すべき事柄について理解する

<ねらいやポイント>

子ども虐待の相談処理件数は年々増加し、子ども虐待の早期発見や子育て家庭への切れ目のない支援が課題となっている。居宅訪問型保育者も、子どもの居宅で行われる保育という特徴から子ども虐待を早期に発見できる立場にあることを自覚し、その対応の基本を学ぶ。

<内容>

I. 子ども虐待への関心の高まり

子ども虐待に関心を持ち、早期に発見、通告することを普遍化させるための取り組み（「189」（イチハヤク：子どもや保護者の SOS の声をいち早くキャッチするための電話相談・通報窓口）やオレンジリボンなどについて紹介する。

児童福祉法は、もともと子ども虐待に関する規定を盛り込んだものだが、1994 年、児童の権利に関する条約（1989 年採択、1990 年発効）に日本が加盟したこともあって、2000 年に、児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法）が制定され、子ども虐待の予防や対応の取り組みが、従来にも増して積極的におこなわれるようになった経緯を説明する。

II. 子ども虐待とは

1. 子ども虐待の定義

虐待は、子どもの人権を著しく侵害するもので、心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるものであり、決しておこなってはならない行為である。

児童虐待防止法で定義されている、虐待者、子ども、虐待行為等について理解を促す。

2. 被措置児童等虐待

児童虐待防止法の虐待者の定義には、施設長以外の施設の職員は含まれていない。これを補うため、児童福祉法に、被措置児童等虐待という制度を設けている。

地域型保育事業従事者については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」という通知第 12 条(虐待等の禁止)で、「家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為（筆者注：被措置児童等虐待と同様の内容）そ

の他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」とあり、それぞれの事業所等内部の規定として、虐待の防止のための措置に関する事項を定めることが求められている(同第18条)。

Ⅲ. 子ども虐待の実態

1. 子ども虐待相談の動向

児童福祉法では、子ども虐待を含む要保護児童相談の第1義的窓口として市町村を指定している。また、児童相談所も通告先としてよく知られている。両者の受け付けている相談件数は毎年増加している。(児童相談所並びに市町村の児童虐待相談対応件数等のデータを提示する)

相談件数の大幅な増加要因としては、実際の発生件数の増加以外に、社会的関心の増大も考えられる。さらに、通告対象範囲拡大(「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」に)、子ども家庭福祉相談の第一義的窓口の基礎自治体化(都道府県から市町村に)、定義の見直し(虐待を目撃している子どもも心理的虐待を受けている)などの制度改正も影響していると考えられる。

2. 虐待による死亡

厚生労働省では、2005年(調査対象年は2003年)年から毎年、虐待による死亡事例の検証報告を公表している。

死亡した子どもの年齢は、心中以外では、0歳児が半数近くを占めている。この多くが新生児であり、生まれてまもなく亡くなっており、初期支援の重要性を示している。乳児に接する機会の多い居宅訪問型保育者は、是非気にしておいてほしい視点である。

3. 虐待の起きやすい要因

子ども虐待の発生要因は、保護者要因、子ども要因、養育環境要因などから考えることができる。それぞれの具体例を挙げながら解説する。

子ども虐待は、複数の要因が重なり合って生じるものであり、単一の要因で起こることはまれである。また、これらの要因があれば必ず子どもが虐待されるわけではない。適切な支援や環境があれば、むしろ虐待は起こらないものであり、予防的な対応が可能であることを理解しておく必要がある。

Ⅳ. 虐待が子どもの育ちに及ぼす影響

1. 虐待を受けた子どもにみられる発達・思考・行動の特徴

子ども虐待対応マニュアル(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 2013: 19-20)では、虐待を受けた子どもには、身体面、知的発達面、心理面でいくつかの共通した特徴がみられるとしている。

以下の影響について、具体的に説明する。

- (1) 身体的影響
- (2) 知的発達面への影響
- (3) 心理的影響

2. 虐待を受けた子どものその後

虐待を受けた子どもの様々な特徴は、子どもの育ちの課題面を示すものが多いが、虐待を受けた子どもがすべてこのような行動等をとるわけではない。むしろ、多くは普通に社会生活を送っている。事例を紹介しながら説明する。

V. 子ども虐待の発見と通告 —子ども虐待への支援—

1. 子ども虐待への支援の基本的考え方

子ども虐待に関する取り組みは、第1次予防としての発生予防対策、第2次予防としての早期発見・早期対応と、それを受けての深刻化の予防、第3次予防としての再発予防の大きく3つの枠組みで実践されている。それぞれの枠組みについて、解説する。

2. 児童福祉法に基づく子ども虐待相談の仕組み

子ども虐待に関する相談は、公的機関、児童福祉法等に基づく民間機関、民間の主体的活動など、多様な形で取り組まれている。

児童福祉法では、子どもの虐待に代表される要保護児童を発見したものは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所に通告することを義務づけている。また、児童虐待防止法では、子どもにかかわる仕事や活動をしているものに、早期発見の努力義務を課しており、居宅訪問型保育者もこれに該当していると考えられる。

さらに、ほとんどの市町村には、要保護児童対策地域協議会が設置されている。協議会の対象には、虐待を受けている子ども、非行児童、障がい児、支援の必要な妊婦、などが含まれる。

3. 児童福祉法・児童虐待防止法における対応

児童福祉法では、子ども家庭福祉相談の第1義的窓口を市町村としている。子ども虐待であっても同様に、通告は、まず市町村におこなうことになっている。立入調査や一時保護、判定等専門的な対応が必要と考えられる場合、市町村は児童相談所に送致し、児童相談所が対応することになる。

市町村、児童相談所、それぞれの対応内容について解説する。

調査や援助に関する親権者の同意が得にくい場合等においては、立入調査や都道府県児童福祉審議会の意見聴取、家庭裁判所への施設等利用承認の家事審判請求、親権者に対する親権喪失宣告の請求などをおこなうこともある。

VI. 子ども虐待と居宅訪問型保育者

1. 子ども虐待を発見する目の養成

保護者等からの依頼に基づいて、個人の家庭に出向いて子どもの保育に従事する居宅訪問型保育者は、早期発見、早期対応の当事者となる可能性も高くなる。したがって、「疑う」という視点ではなく、子どもの福祉を守るという視点から、虐待を発見する目を養っておくことが求められる。

虐待を受けている子どもは、保護者との別れ際、保護者と再開の場面、さらには保護者と離れて保育を受けている場面などで、通常とは異なる反応や遊びをする傾向がある。そのような行動や特徴が繰り返される場合、注意深く観察する必要がある。

2. 子ども虐待が疑われる状況に直面した場合

児童福祉法では、子ども虐待など保護者の養育が不適切と疑われる子どもを発見したものに通告の義務を課している。加えて、居宅訪問型保育者には、児童虐待防止法に基づいて発見の努力義務を課されていると推察されるため、この規定にしたがって、通告が求められる。

居宅訪問型保育者は、保護者の養育が不適切と疑われるような状況に気づいた場合、事業者や経験のあるスタッフ等と、どのような情報を、どのような方法で集めるか、どのような状況になったら、どこに通告するのかなどを、事前に十分に話し合い、組織として対応することが必要である。

3. 不適切な関わりを防ぐために

もっとも注意しなければならないのは、居宅訪問型保育者自身が虐待や虐待と疑われるような行為をしないことである。

虐待や虐待と疑われるような行為は、個人の問題であるだけでなく、業界の信頼を失墜させるものである。居宅訪問型保育事業の信頼が低下すると、事業が萎縮し、間接的に、他の親子の育ちや生活にも負の影響を与えることがあることに、十分留意するように促す。

<指導上の留意点>

居宅訪問型保育者も虐待の疑いのある家庭を発見する可能性もあることを伝えながら、そういう状況に直面した場合にどう行動すればよいかを事前に確認しておくことの大切さが伝わるように講義する。

<到達目標>

- 子ども虐待が子どもの育ちに及ぼす影響を理解することができましたか。
- 子ども虐待が疑われる状況に直面したときに、居宅訪問型保育者としてどう対応することが必要か理解することができましたか。

<科目>	⑮ 特別に配慮を要する子どもへの対応（0～2歳児）	講義 90分
<目的>	① 0～2歳児の気になる行動をどのように考え、どう関わっていけばよいかを行動特徴の把握などを通して理解する。 ② 特別に配慮を要する子どもへの対応における居宅訪問型保育者の役割について理解する。 ※発達が遅れが疑われる場合、保護者の思いを踏まえた上での対応の必要性について理解する。（専門機関との連携を含む。） ③ 遊びを通して、子どもの発達を促す方法について理解する。	
<内容>	I. 気になる行動 保育者が気になる子どもの行動とはどういうものか、思い起こす。 II. 気になる行動をする子どもの行動特徴 気になる行動をする子どもの行動特徴はどのようなものか、子どもの心の訴え方について理解する。 1. 気になる行動をする子どもの行動特徴 2. 子どもの心の訴え方 III. 気になる行動への対応の考え方 居宅訪問型保育者が「気になる行動」に対してどのように対応すればよいか学ぶ。 1. 気になる行動のとらえ方 2. 気になる行動への対応の仕方 IV. 気になる行動の原因とその対応 気になる行動には様々な原因が考えられることを理解し、適切な対応について理解する。 1. 原因 2. 障害とその対応 3. 環境要因とその対応 V. 居宅訪問型保育者の役割 特別な配慮を要する子どもに対して居宅訪問型保育者がとるべき行動、モデルとしての役割について理解する。 1. 乳幼児期の発達課題達成のための援助者 2. 行動モデルとしての保育者一親子に関わる大人として	

3. 楽しさを共有する保育者

VI. 遊びを通して、子どもの発達を促す方法

子どもと楽しさを共有しながら心身を育てる遊びの役割を理解し、具体的な遊びについて知る。

特別に配慮を要する子どもへの対応（0～2歳児） 指導書

<目的>

- ① 0歳から3歳くらいまでの乳幼児期の発達のポイントを学び、発達に応じた遊びやその安全性について理解する。
- ② 子どもの発達を支える居宅訪問型保育者の役割について理解する。

<ねらいやポイント>

「気になる行動」に出会った時に特に気をつける点をよく理解する。

- ・ 0～2歳児の場合、発達段階にあるため障害であると決めつけない。
- ・ 気になる行動には、子どもを理解するためのヒントが隠されている。
- ・ どの子どもの発達も、遊びを通して援助することができる。
- ・ 保護者への対応にも特別な配慮が必要である。

<内容>

I. 気になる行動

保育者が気になる子どもの行動とはどういうものか、思い起こす。

最近「気になる」という言葉はよく使われるが、保育者が気になる子どもの行動（0～2歳）具体的とはどんなものか、具体的に思い起こす。みんなで共有することにより、問題意識や共通認識をもつ。

<指導上の留意点>

経験により思い浮かべる数に個人差があるので、それぞれの思い起こした「気になる行動」を発表したり、隣同士で話し合うのもよい。いろいろな行動があることを理解することが目的であるから、短時間で終える。

II. 気になる行動をする子どもの行動特徴

気になる行動をする子どもの行動特徴はどのようなものか、子どもの心の訴え方について理解する。

1. 気になる行動をする子どもの行動特徴

気になる行動をする子どもは、困った子ども、難しい子ども、手がかかる子どもだと思われがちである。気になる行動をする子どもは周りの大人に理解されず、叱られることが多くなり、悪循環に陥っているという行動特徴を理解する。

2. 子どもの心の訴え方

0～2歳児は言葉で訴えられない年齢であり、行動で訴える。大人がそれを理解し、適切に応答することの重要性を知る。また、子どもは理解されなかったり、応じてもらえなかったり、拒否されたりすると、訴え方や行動が段階的に変化していくことを理解する。

<指導上の留意点>

- ・ 気になる行動をする子どもの陥っている悪循環についてしっかり説明する。

- ・心の訴え方について、段階的な変化について具体的な例を示すとわかりやすい。

Ⅲ. 気になる行動への対応の考え方

居宅訪問型保育者が「気になる行動」に対してどのように対応すればよいか学ぶ。

1. 気になる行動のとらえ方

「何か変だ」という感覚は大事であるが、断定することは避け、メモをするにとどめることを理解する。気になる行動がどのような状況で起こるのか、特定の人や場所で起きていないかなど、観察の重要性を知る。

2. 気になる行動への対応の仕方

気になる行動は適切に関わることで減少したり、解消することをいろいろな事例を通して学ぶ。

<指導上の留意点>

- ・「何か変だ」と思った時にどうするか、決めつけないことを十分理解させる。
- ・成功事例については、観察することで何がわかったのか、どのように対応することが効果的だったのかについて考えさせるようにすることで、実践に役立てるようにする。

Ⅳ. 気になる行動の原因とその対応

気になる行動には様々な原因が考えられることを理解し、適切な対応について理解する。

1. 原因

乳幼児期はまだ発達の途中段階であるため、原因の特定は困難であることが多い。発達に影響を与える要因には、遺伝的要因や出生時の状況や環境的要因があり、一人ひとりの子どもは、これらの要因の相互作用により形成されることを理解する。

2. 障害とその対応

0～2歳の場合、障害かどうかよくわからないことが多い。気になる行動があっても、保育者は障害かどうか判断することはできない。ただ、ある程度障害について特徴とかかわり方についての知識は必要である。また、保護者への対応と関係機関との連携については、十分に理解と配慮を深めておきたい。

3. 環境要因とその対応

気になる行動を理解するためには、現在の行動だけを見て判断することは避け、これまでの環境要因や、親子の愛着関係形成についての理解等が必要であることを、さまざまな事例を通して実践的に学ぶ。

<指導上の留意点>

- ・0～2歳児の子どもの気になる行動の原因については、安易に断定することの危険性と、十人十色であることを、例を挙げて説明するとよい。
- ・保護者対応については、保護者の気づきや気持ちに十分配慮して対応をすることを、いろいろな事例を通して理解を深める。
- ・環境要因の影響が強い事例について、グループワークにするとよい。ほかの人の考え方や対応の仕方が参考になる。

V. 居宅訪問型保育者の役割

特別な配慮を要する子どもに対して居宅訪問型保育者がとるべき行動、モデルとしての役割について理解する。

1. 乳幼児期の発達課題達成のための援助者

居宅訪問型保育の保育者は、子どもとともに過ごす時間の中で乳幼児期の課題である信頼関係を形成し、保護者と協力して一人一人の発達に合わせた援助をする重要な役割があることを理解する。

2. 行動モデルとしての保育者—親子に関わる大人として

居宅訪問型保育者には、行動モデルとしての役割、つまり実践してよかった方法を保護者にやって見せる場合と、保育の様子を見ることにより保護者が学ぶ場合がある。さらに、親と子どもの間に立って間を取り持つ役割、調整役としての役割があることを理解する。

3. 楽しさを共有する保育者

子どもと信頼関係を築くためには、遊びを通じて、注目する・まねることで共感できる体験をすることが最も有効である。自分の嫌なこと・やりたいことを分かってくれる人、受け止めてくれる人には心を開くことを理解する。

4. 言葉かけの工夫

否定的な言葉より肯定的な言葉が有効であること、落ち着きがない子どもやコミュニケーションが苦手な子どもには伝え方に工夫が必要なことを具体的に学ぶ。

<指導上の留意点>

- ・居宅訪問型保育者の3つの具体的な役割について、明確にイメージできるようにわかりやすく説明する。
- ・明日からすぐに実践できることを目指して、具体的に言葉かけや遊びについてロールプレイをするのもよい。

VI. 遊びを通して、子どもの発達を促す方法

子どもと楽しさを共有しながら心身を育てる遊びの役割を理解し、具体的な遊びについて知る。

1. 身体を使った楽しい遊び
2. 身近な素材を使った遊び

<指導上の留意点>

いろいろな遊びの中から、一つ自分のできそうなことを体得して、実践に役立てるようにする。その遊び方と有効性、注意点について理解する。

<到達目標>

- ・気になる行動をする子どもに出会った時、本人や保護者に対してどうすればよいか、自分の中でイメージができましたか。
- ・具体的な遊びや言葉かけを通して、子どもと信頼関係を築く方法がわかりましたか。

<科目>	⑩ 実践演習 I	演習 1～2日
<目的>	①居宅訪問型保育の具体的な内容をイメージすることができるようになる。	
<内容>	DVD視聴 I. 居宅訪問型保育の実際（DVD等の教材の視聴） 例：「家庭訪問保育　－ ベビーシッター　」（21分） 制作　公益社団法人全国保育サービス協会 居宅訪問型保育を取り上げたDVDはまだない。上記は従来からの訪問型保育の実際ではあるが、一連の流れや対応方法を理解するのに役立つ。その他、保育教材の中から乳児期・幼児期の子どもの遊び、子どもの発達、保護者支援、安全対策や衛生管理等を取り上げたDVDも参考になる。	

<科目>	⑩ 実践演習 I	演習 1～2日
<目的>		
①居宅訪問型保育の具体的な内容をイメージすることができるようになる。 ②実技指導も交えながら、乳幼児の生活の具体的な援助方法を学ぶ。		
<内容>		
I. 保育技術（お世話編）		
1. 年齢別の特徴に応じたかかわり方（対象年齢は適宜設定して行う。）		
(1) 0歳児前期（0～4か月）		
(2) 0歳児中期（5～8か月）		
(3) 0歳児後期（9～12か月）		
(4) 1歳児		
(5) 2歳児		
(6) 3歳児		
(7) 4歳児		
(8) 5歳児		
(9) 6歳児		
(10) 学童		
II. 生活の援助		
1. 睡眠		
(1) 0歳児～幼児の睡眠のリズム		
(2) 家庭訪問保育者による寝かせ方の基本		
(3) 眠りの環境を整える		
(4) 眠る時の癖を知る		
(5) ぐずって泣く乳幼児を寝かせるには		
(6) 生活のリズムを整える		
(7) 寝具について		
(8) 安全なベッドの条件		
(9) うつぶせ寝について		
(10) 寝起きの対応		

2. 排泄

- (1) 「おむつ」のもつ意味
- (2) おむつの種類とおむつの交換の留意点
- (3) おむつはずれ
- (4) その他排泄に関すること

3. 清潔

- (1) 手洗い・うがい
- (2) 歯みがき
- (3) 乳児の沐浴
- (4) 幼児の入浴

4. 抱っこ・おんぶ・ベビーカー

- (1) 抱っこ
- (2) おんぶ
- (3) 外出時・送迎時

5. 衣服

- (1) 衣服の選び方
- (2) 衣服の着脱

6. 冷暖房など

Ⅲ. 訪問型保育における食事のお世話

1. 調乳・授乳のお世話

- (1) 調乳の留意点
- (2) 授乳の方法
- (3) 調乳用品
- (4) 冷凍（冷蔵）母乳

2. 食事のお世話

- (1) 食事のお世話で大切なこと
- (2) 家庭訪問保育者のかかわり方
- (3) 準備・配膳・あとかたづけについて
- (4) 衛生管理上気をつけること
- (5) 食べさせる時のポイント
- (6) 離乳期のスプーンについて
- (7) 箸の持たせ方
- (8) 歩き食べ・あそび食いについて
- (9) 食生活を楽しく

IV. ほめ方・叱り方

1. ほめる心と叱る心

2. ほめ方・叱り方のポイント

3. 保護者の育児方針としつけ

<科目>	⑩ 実践演習 I	演習 1～2日
<目的>		
①居宅訪問型保育の具体的な内容をイメージすることができるようになる。 ②実技指導も交えながら、乳幼児のあそびと具体的な援助方法を学ぶ。		
<内容>		
I. 保育技術（あそび編） 1. あそびのもつ意味 （1）大人のあそびとの違い （2）あそびによって育つもの （3）充実したあそびとは （4）あそびにおける大人の役割 2. 居宅訪問型保育におけるあそび （1）居宅訪問型保育者のあそびとは （2）あそびにおける留意点 （3）戸外での注意点 （4）同行先でのあそび （5）複数の子どものあそび （6）学童のあそび （7）テレビ・ビデオ・ゲームとのかかわり方 II 年齢別の特徴に応じたあそび （年齢は適宜設定して行う。） （1）0歳児前期（0～4か月） （2）0歳児中期（5～8か月） （3）0歳児後期（9～12か月） （4）1歳児 （5）2歳児 （6）3歳児 （7）4歳児 （8）5歳児 （9）6歳児		

(10) 学童

Ⅲ 絵本

<科目>	⑩ 実践演習 I	演習 1～2日
<目的>		
①居宅訪問型保育の具体的な内容をイメージすることができるようになる。 ②居宅訪問型保育に従事する上で、心配なことや課題などを話し合い、問題解決の糸口にしたり、様々な場面での工夫などの情報を交換する。		
<内容>		
I. グループ討議		
取り上げるテーマを講師が指定し、グループ（4人～6人程度、あまり多くない方が好ましい）で話し合う。その際、1人が長く発言したり、逆に発言をしない人がでないように配慮して行う。		
テーマ（例）		
○居宅訪問型保育者の職業意識について ○居宅訪問型保育の特徴（メリット・デメリット） ○居宅訪問型保育者を行う上で、不安（心配）に思うこと ○保護者支援のポイント		
タイムテーブル		
00分	—	全体説明
10分	—	グループごとにディスカッションを行う ・自己紹介 ・役割決め（進行・書記・発表）
70分	—	グループごとに発表
90分	—	コーディネーターによるまとめ 全体まとめ
120分	—	終了

【4. 自治体の制度や地域の保育事情等を理解するための科目】

基礎研修

<科目>	⑪ 実施自治体の制度について（任意）	講義 60 分
<目的>	①実施自治体の保育関係施策や関係機関について理解する。	
<内容>	各実施自治体の保育や地域子育て支援の状況について、説明する。 I．関係機関 II．地域資源	